

1. 議事日程（第9日目）

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議案第 2号 | 上天草市市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 3号 | 上天草市職員の修学部分休業に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 4号 | 上天草市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 5号 | 上天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 6号 | 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 7号 | 上天草市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 8号 | 上天草市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 9号 | 上天草市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第10号 | 天草四郎メモリアルホール条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第11号 | 上天草市工場等設置奨励条例及び上天草市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第12号 | 上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第13号 | 上天草市災害見舞金等支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第14号 | 上天草市保育所条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第15号 | 上天草市善意基金条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第16号 | 上天草市篤志福祉増進基金条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第17号 | 上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |

日程第 1 7	議案第 1 8 号	上天草市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 8	議案第 1 9 号	上天草市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
日程第 1 9	議案第 2 0 号	上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 0	議案第 2 1 号	上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 1	議案第 2 2 号	上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 2	議案第 2 3 号	上天草市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 3	議案第 2 4 号	上天草市未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成基金条例の制定について
日程第 2 4	議案第 2 5 号	上天草市松島総合運動公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 5	議案第 2 6 号	平成 2 9 年度上天草市一般会計補正予算（第 9 号）
日程第 2 6	議案第 2 7 号	平成 2 9 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）
日程第 2 7	議案第 2 8 号	平成 2 9 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 8	議案第 2 9 号	平成 2 9 年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 9	議案第 3 0 号	平成 2 9 年度上天草市斎場特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 3 0	議案第 3 1 号	平成 2 9 年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 3 1	議案第 3 2 号	平成 2 9 年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 3 2	議案第 3 3 号	平成 2 9 年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 3 3	議案第 3 4 号	平成 2 9 年度上天草市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 3 4	議案第 3 5 号	平成 3 0 年度上天草市一般会計予算
日程第 3 5	議案第 3 6 号	平成 3 0 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予

算

日程第 3 6	議案第 3 7 号	平成 3 0 年度上天草市診療所特別会計予算
日程第 3 7	議案第 3 8 号	平成 3 0 年度上天草市介護保険特別会計予算
日程第 3 8	議案第 3 9 号	平成 3 0 年度上天草市斎場特別会計予算
日程第 3 9	議案第 4 0 号	平成 3 0 年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算
日程第 4 0	議案第 4 1 号	平成 3 0 年度上天草市物揚場造成事業特別会計予算
日程第 4 1	議案第 4 2 号	平成 3 0 年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 4 2	議案第 4 3 号	平成 3 0 年度上天草市電気事業特別会計予算
日程第 4 3	議案第 4 4 号	平成 3 0 年度上天草市水道事業会計予算
日程第 4 4	議案第 4 5 号	平成 3 0 年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算
日程第 4 5	議案第 4 6 号	平成 3 0 年度上天草市下水道事業会計予算
日程第 4 6	議案第 4 7 号	指定管理者の指定について
日程第 4 7	議案第 4 8 号	市道路線の廃止及び認定について
日程第 4 8	議案第 4 9 号	工事請負契約の変更について
日程第 4 9	同意第 1 号	上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 5 0	同意第 2 号	上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 5 1	同意第 3 号	上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 5 2	同意第 4 号	上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 5 3	同意第 5 号	上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 5 4	請願・陳情等の取り扱いについて	

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(15名)

議長 園田 一博		
1 番 木下 文宣	2 番 何川 誠	3 番 嶋元 秀司
5 番 宮下 昌子	6 番 西本 輝幸	7 番 高橋 健
8 番 小西 涼司	9 番 新宅 靖司	1 0 番 田中 万里
1 1 番 北垣 潮	1 2 番 島田 光久	1 3 番 津留 和子
1 4 番 桑原 千知	1 5 番 田中 辰夫	

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市	長	堀江 隆臣	副	市	長	小嶋 一誠																	
教	育	長	高倉 利孝	総	務	企	画	部	長	和田 好正													
市	民	生	活	部	長	舛	本	伸	弘	建	設	部	長	藤	島	幸	治						
経	済	振	興	部	長	村	川	和	敬	教	育	部	長	中	文	近							
健	康	福	祉	部	長	辻	本	智	親	上	天	草	総	合	病	院	事	務	長	尾	崎	忠	男
総	務	課	長	山	下	正	財	政	課	長	濱	崎	裕	慈									
会	計	管	理	者	堀	川	雅	輔	水	道	局	長	小	西	裕	彰							

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議	会	事	務	局	長	宇	藤	竜	一	局	長	補	佐	松	尾	伸	之
主	事	木	本	臣	英												

開議 午前10時00分

○議長(園田 一博君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、議案質疑及び委員会付託です。

質疑の仕方については、議会運営の申し合わせのとおり、自己の意見など一般質問にならないよう御注意願います。

日程第1 議案第2号 上天草市市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定について

○議長(園田 一博君) 日程第1、議案第2号、上天草市市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

通告がっておりますので、発言を許します。

12番、島田光久君。

○12番(島田 光久君) おはようございます。

議案第2号について何点かお尋ねしたいと思います。

今回職員3名の不祥事の懲戒処分が2月2日に報道されております。私たち今議会に内容説明と資料が入ってきて内容は把握してはいますが、今回の条例制定は、この責任をとるという形で、市長と副市長の給与の一部を減額するという条例の制定であります。この問題が昨年9月と11月に発生していると思うんですけど、発生時から懲罰委員会とか、恐らくなされてきていると思うんですけど、その流れですね。それと問題が発覚した理由、懲戒処分発表までの経過について、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

御質問の点についてお答えしたいと思います。まず、総務企画部職員によります、無免許運転につきましては11月28日に自分の免許証が執行していることに自ら気づき、所属長に報告したことにより、判明したものでございます。

また、水道局職員2名につきましては、10月2日に水道局内で問題が発生していることを確認し、その後、問題事案の水道局内での調査を経まして、水道局長より11月14日に報告書及び顛末書の提出が総務課のほうになされたものでございます。その後、この3件の事案に関する関係者からの報告書等の提出を受けまして、総務課において12月に職員の聞き取り調査等を行い、1月に市の顧問弁護士及び警察署へ相談を行った後、2月1日に上天草市職員分限懲戒審査委員会で審査を行った上で、2月2日に処分を行い、あわせて報道の発表を行ったところでございます。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 昨年か前年か同じような事案が発生してきていると思うんですけど、そのときもやはり公印ですね。部長決裁印が勝手に押されてされていると。そのときも、二度とないように、そういう管理体制について改革していくというような答弁があっていたと思うんですけど、これまでどのような指導とかなされてきたのか。例えば決裁印の部長印、誰でも普段から押すような習慣が局内であっているのか。その辺はどのようになっていますか。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 職員に対する指導等につきましては、文書での注意喚起も行ってあります。それとあわせて、毎年度1回でございますが、職員の公務倫理等に対する研修を実施しているところでございます。それと公印の管理等について御説明を申し上げます。

市が保有する公印はまず、数を申し上げますと市長部局のみでも、全部で75本でございます。この公印につきましては上天草市公印規程に基づき、総務企画部総務課長が総括する中で、各部各課で管理を行っているところでございます。そしてこの公印につきましては、それぞれに保管責任者を定め、その管理責任者の責任のもと、管理を行っているところであります。公印の中で市長名をもって発する文書に押印する市長印につきましては、大矢野庁舎及び松島庁舎にそれぞれ1個ずつ備えつけております。大矢野庁舎は総務課、松島庁舎は市民課で管理を行っており

ます。この市長印を使用できる時間帯は原則として業務時間内としており、具体的な管理方法としましては、毎日の業務終了後、各課の公印担当者が施錠のできる金庫またはキャビネットに保管をしまして、翌日の業務開始時に所定の場所に設置しているところでございます。

職員が文書に公印を押印する際には、公印規程に基づき、その文書が各課において起案し、決裁を受けたものと相違ないものか公印取扱者が確認をした後に押印する取り扱いとなっておりますので、職員が勝手に公印を押せるという仕組みにはなっておりません。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） たびたびこういう不祥事が起きてきているわけですけど、これを受けてさらに公印体制について、知恵を絞ってですね。特に異動なんかも相当あるから異動先での指導もあるんじゃないか、担当課によって公印の押し方も若干違ってくるかなと思うんです。決裁を出しても、どこかで詰まって押ししてもらえなくて、事業自体が完了しない場合もたまたまあるんじゃないかと思うんですけど、その辺も含めてもう少しスムーズに公印が押せるのも必要じゃないかと思っております。それとしっかりほら、それぞれ担当を責任者が公印を押して業務をするのも一つの方法でありますけど、こういう不祥事が二度と今後出ないように前回も一緒だったんですけど、今回も同じような執行部の答弁であるんですけど、さらに強化するということが私必要と思うんですけど、新たに何か策を考えていらっしゃいますか。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 公印の管理につきましては、鍵がかかるキャビネット等ということですので、鍵等をまた別の場所に保管するなり、管理者がいない場合は持ち帰るなりの対応も必要かなとは思っています。ただし、やはり持ち帰った場合はなくすリスクもありますので、そこは慎重に考えなければならないと思っております。それと公印がスムーズに押せるという御質問がありましたけども、やはり市長名を持って発する文書に公印を押すということは、それがきちんとした手続をなされた上でなければならないと思っておりますので、不完全な状態で公印が押せる、これはやはりあってはならないというふうに考えているところでございます。

○議長（園田 一博君） 以上で通告による質疑は終了しました。

ほかに質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第2 議案第3号 上天草市職員の修学部分休業に関する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第2、議案第3号、上天草市職員の修学部分休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第3 議案第4号 上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第3、議案第4号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第4 議案第5号 上天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第4、議案第5号、上天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第5 議案第6号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第5、議案第6号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

通告がっておりますので、発言を許します。

1番、木下文宣君。

○1番（木下 文宣君） おはようございます。

1点だけお尋ねをいたしたいと思います。別表3（1）の表5及び表6の改正については、姫戸、龍ヶ岳統括支所長が現在の6級から1級下の5級になると思いますが、支所長の権限は今後どうなっていくのか。また、その改正の理由についてをお尋ねいたしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） お答えいたします。今回の改正につきましては、給与条例の

別表の改正でございます。配置される職員の給与上の位置づけが5級となるだけでございまして、組織上の統括支所の役割及び統括支所長の職名や権限、責任度合い、課長級の管理職としての位置づけの変更はございません。したがって、統括支所長を命ぜられた職員はこれまでと同様に上天草支所及び出張所設置条例施行規則に定められた業務等を責任をもって遂行するとともに、所属職員の指揮監督を行っていただくこととなります。

今回の支所長の等級変更につきましては、平成25年度からの統括支所等における窓口業務の民間委託後の業務量、業務内容の見直しなどを契機に、これまでも懸案とされてきたところがございます。また、勤務実態面からも抱えている業務の課題や困難性、さらには統括支所長が市長の名のもとに最終的に意思決定をする決裁事務の量等についても課題とされてきたところがございます。加えて、市職員の年齢、性別、出身地の構成等も大きく変化していることから、統括支所への職員配置、人事異動をより地域の活性化につなげるとの考えに立って、総合的に判断したものでございます。

また、統括支所の果たすべき役割としまして、新たに地域づくりの支援を明記し、それぞれの地域の自主的、主体的まちづくりをより積極的に支援すること。さらには地域の防災拠点となる統括支所の職員に新設する危機管理情報課との兼務辞令を発令する予定でございまして、通常の事務に加えて、さらに地域の役に立つ支所の姿を目指しているところがございます。

統括支所も含めまして、組織全体のあり方につきましては引き続き見直しを図っていきたいと考えておりますが、行政に求められる業務が多様化及び複雑化する中で市長の政策を遂行し、市の活性化を図るために、より積極的な見直しを行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（園田 一博君） 木下文宣君。

○1番（木下 文宣君） ただいま、総務企画部長から答弁がありました。今回の給与条例の改正では姫戸それから龍ヶ岳支所の組織上の位置づけには何ら変更はないこと。また、そうしたことを意図したものではないことは、よくわかりました。むしろ地域づくりの支援やそれから危機管理情報課との兼務業務と統括支所の機能を強化するという内容も含まれていることも確認できました。それから、支所長の職務を職名もそのまま権限や責任は変わることはなく、組織上の位置づけも立派な課長であることも説明を受けて確認できました。あくまで責任の度合いとそれから勤務の態度、勤務の実態、それから配置上の必要から給与上の取り扱いは5級にするというふうに受けとめをいたしました。

私たち議員も合併以来、地域が大変厳しい状況に置かれていること、それから統括支所の変遷がそれに重なって見えることがあって、統括支所のあり方には心配をしております。今後、統括支所の現状は、このままで良いと思っている人はいないと思います。できればもっとこう活性化してほしい、優秀な人材を配置させてほしいというのが本音であります。そうした観点から、組織そのものの位置づけが変更されたと誤解されないように、地元の方等にもしっかりとその趣旨を説明をお願いをいたしたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 私たちのほうも地域の方からに対しては、議員御指摘のようにしっかりと説明をしていきたいというふうに思いますし、地域の方々が思っておられる統括支所にしていくために、これからいろんな声も聞きながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（園田 一博君） 11番、北垣潮君。

○11番（北垣 潮君） ただいま総務企画部長から説明がありましたけど、私も同じような質問をします。統括支所長の等級別基準職務表が改正前は6等級で課長、議会事務局長と同じ課長級であるが改正後は5等級になり、それが龍ヶ岳町民、姫戸町民にどのようなサービスが増加するのかということをお聞きします。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 今回の等級変更によるサービスの向上というのは、基本ないものというふうに考えております。今までどおり管理職として業務を行っていただきますのでそこは変わりませんが、今回、新たに従来の事務に加えまして、住民サービスの面で地域づくり支援というのを支所業務に追加することを明記しておりますので、今後、地域住民の地域づくりを積極的に支援していく形になるかというふうに思います。加えまして、先ほど御答弁しましたように地域防災の拠点となります、統括支所の職員に新設する危機管理情報課との兼務辞令を発する予定でございますので、これまで以上に防災業務に深く関与させていく見直しだというふうに考えております。

○議長（園田 一博君） 北垣潮君。

○11番（北垣 潮君） 私も12月議会でも防災拠点の充実のことを訴えました。しかしながら人員が4人、そして今度は課長級からまた格下げということになれば、本当にこう言われるような感じでは進んでいかないわけでありまして。天草市のほうを調べたら、天草市の天草町は職員が19人、五和町が21人、有明町が18人、牛深町が51人、河浦町が21人、栖本町が14人、倉岳町が15人、御所浦が16人、新和町が17人であります。それもみんな部長級であります。それだけ権限があります。課長級より下だったら、もうこっちの大矢野とか松島の部長級がああせろ、こうせろというやはり部長級が強いでしょう。どうでしょう。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 今議員、少し勘違いをしていらっしゃると思いますけども、統括支所長の管理職としての位置づけは全く変わりません。ですから、統括支所のトップが統括支所長ということですので、課長としての位置づけは全く変わりませんので、そこは若干勘違い——この職員の給料の分だというふうに考えていただきたいというふうに思います。

あと近隣の今お話をされましたように、近隣3市の状況を同じ課長のところで申し上げますと、3市とも課長の職名で5級と6級の二つの等級に分かれております。その表現につきまして

は、まず、5級については課長の職務、ここには当然、本市のように課長補佐であったり、主幹の職も配置されているわけですが、5級については課長の職務、6級については、高度な知識経験を必要とする課長の職務と規定してあるもの。あるいは5級については、高度な知識経験を必要とする業務を行う課長の職務。6級については、特に高度な知識経験を必要とする課長の職務になどと規定されているところでございます。ですから、本市での今回の見直しについても、本市の現時点での組織状態を踏まえたものでございまして、今御説明したように他市と同じような取り扱いになるもので、あなたは5級の管理職だから、6級の管理職だからと、その差は全くございません。意思決定等においてはですね。あくまで個人の給料のところでございます。

それと職員配置の人数、今、天草市の例を申し上げられましたが、やはり職員配置の人数については、そこで担当する業務の量、そこらあたりで現在、天草市との違いがあるというふうに思っておりますので、人数の配置と今回の等級変更については、実際の直接の関連性はないというふうに思っております。ですから、組織上の見直しはやはり、これからも継続していかねばならないというふうに考えておりますので、統括支所で担っていただく業務量が増加する、あるいはそういったことが今後出てくるならば、現在配置されている姫戸統括支所3名、龍ヶ岳統括支所4名、これを5名、6名等にふやすということも組織全体の中で考えなければならぬというふうに考えております。あくまで現時点での業務量に対する職員配置ですので、今後、そこも含めて議員の皆様からの御意見もいただきながら、検討できればというふうに考えております。

○議長（園田 一博君） 北垣潮君。

○11番（北垣 潮君） 私も合併した県下の全市を調べたんですけど、本当に龍ヶ岳、姫戸の支所の職員は少ないです。隣の宇城市も調べていたら、それは出張所であるばかりと言う人もおられました。それだけ合併してから、そういうふうに行って行ったというのは、本当にこう許せないと思っております。この問題についてはもう一般質問にさせていただきますので、ここで終わります。

○議長（園田 一博君） 次に12番、島田光久君。

○12番（島田 光久君） 今回の北垣議員の中で総務企画部長が答えた、例えば今度統括支所長の6等級を5等級に下げると、課長職と一緒にという言い方を先ほどされたんですけど、今度はこの改正では5等級になったら課長という表現は使わないでしょう。ちょっと待ってください。3回しか言えないので。今聞いたらそう聞こえたんですよ。課長級は変わらないって。でも、課長級という名前は使わないと思うんです。課長という名前はね、今度は統括支所長だから。等級を落とした場合。だから、今回質疑をしていますけど、その理由は木下さんと北垣議員でわかったんですけど、なぜかという、統括合併して4町対等合併、当初してきております。これも、合併協議会ですったもんだして2庁舎に行き着いております。そのとき、姫戸統括支所と龍ヶ岳統括支所のあり方が相当検討されていると思います。当市は部長級を置いて、4町の均衡ある発展をしていくということで、役職付けしてきたと思うんです。その後の流れで、部

長から課長職まで、現在落ちてきたと思うんです。それをもう1ランクを落としてくるということでしょう。今合併して、市民が不安を持ってます。龍ヶ岳、姫戸過疎化がものすごく進んできて、10年後はどうなるのだろうかという不安を持っていますから、今回、統括支所長を課長職の等級に落とすと。その条例改正でしよう基本的に、結局。そこまで職員のレベルを落とした統括運営をさせるわけでしょう、基本的に。対外的に見た場合にですよ。堀江市長も当初から合併協議会に入っていて、全部中身わかっていらっしゃると思うんですよ。当然ね。この時期に姫戸と龍ヶ岳の統括支所をなぜランクを落として地域づくりさせるのか。地域づくりをさせるなら結構レベルの高い職員、支所長を配置してさせないと、政策は私出てこないと思うんです。減らすよりもちょっと職員をふやすとか、活性化するとか、シロアリが食べるみたいに周りが崩れていったら市自体はぼろぼろになってくるんです。だから、この改正の意図が私はわからないんです。まちづくりして活性化すると言いかたをされるんですけど。

それと今回、政策審議員を今度課長級に新たに設けるといふ条例改正が入っているんですけど、この意図と目的は何なのか。お尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 先ほど申し上げたように統括支所長はこれまでも、呼び名は統括支所長でした。今回級が変わりますけども、呼び名は統括支所長です。先ほど個人の給料ということで申し上げましたけども、やはり業務の内容、あるいはそこでの行う勤務の実態、配置される職員数、そこに応じた給与額の決定ということで5級の管理職、統括支所長とするわけですので管理職手当は当然、これまでと同じ額を支払います。ですから、基本的には私たちが考えているのはやはり業務実態、業務量等に応じた給与額でなければならないのではないかと、今回の見直しの要因も一つあるところでございます。

ですから職員数を今後ふやしていくということになれば、それはそれで先ほど北垣議員に答えたとおり、やはり地域に担ってもらふ役割等をさらにふやして、職員数を多く配置する。そのような形になったときはまた当然この見直しも必要かというふうに考えております。そこはちょっと御理解をいただきたいと思っております。あくまで、個人の級の決定の部分でございまして。

それと政策審議員の部分ですけども、新たに設置予定の政策審議員につきましては、総務企画課に置くこととしております。そして総務企画部企画政策課の開発プロジェクト推進室兼架橋建設構想推進室長を兼務をさせたいというふうに考えております。今回新たに政策審議員を設置することとしたのは、平成30年度には関係課が多数にわたる重要プロジェクトが集中することから、これらのプロジェクトを課の枠を超えまして、積極的に調整、推進する役割を見合わせることを目的でございまして。具体的な市長の特命や指示を受けながら、部や課をまたがる課題に取り組むこととしていただいております。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） だから、結局、市民目線で普通に見ると姫戸と龍ヶ岳統括支所長を降格、下げるでしょう。そして新たに総務課に課長級のレベルの――課長と同等でしょう、等

級を見たらですね、この改正では、政策審議員は、課長レベルの6等級だから課長といい呼び名じゃないんだけど政策審議員を入れた場合、課長が2人体制になるという意味の理解になるのではないですか。課長級、6等級の人事案件が2人入るわけだから。呼び方だ課長と呼ばないだけで企画政策課長と政策審議員がいるということは、結局、課長級と同レベルの人材が配置されるという意味に私はなると解釈するんですけど。だから、結局6等級に――。

○市長（堀江 隆臣君） いいですか。

○12番（島田 光久君） 3回しかできないからいいです。今2回目だけだから。この表から見た場合に、今度さっき言ったように統括支所長を6等級の人を5等級に降格させて、今度、新たに政策審議員を6等級に持ってくると。6等級が課長とか議会事務局長がなれるレベルと思うんですけど。そこに政策審議員職も入れるということは課長が2人体制になるという感じでしょう。呼び方が課長は1人というだけですが。政策審議員って同レベルでおくわけでしょう。間違いないでしょう。私の理解は。例えば1番心配するのは、それはそれでいいですよ。執行部がされるのはいいんですけど。今回どうしても私たちが思うのは、地元の議員が思うのは、統括支所長は当初部長級で初めてきたのが課長に落として、その下に降格されていって本当に地域のさびれを歯止めできるかと。活性化できるか、そこが一番不安なんです。結局レベルの高い職員、ある程度政策審議員ぐらいのレベルを置いてもらって、活性化をしていくと。そういう体制をしないと、もうみんな不安がってしまっているんですよ。特に龍ヶ岳、姫戸、一緒の思いです。周辺がさびれていっているからですね。だから、今回のこれをどうしても理解できないんですよ。

これは通告書で聞いているんですけど、担当課で議論されて上がってきたのかそれとも部長ラインなのか。市長、副市長含めて、上からトップダウンで政策、当然それでしょうけどね。その辺の内容をちょっと詳しく教えてください。どういう議論をなされてきたか。

○議長（園田 一博君） 市長。

○市長（堀江 隆臣君） 人事に関することも含まれますので、こういった件については、基本的には市長の判断のもとにやるということになりますので、決して1から10まで職員の意見を聞いて決めたということではないです。職員配置というか、いわゆる適材適所でどうやって職員を配置していくかということにかかわることですので、そこら辺については、私の責任のもとに今回判断をしたというふうに捉えていただいて結構だというふうに思います。

先ほどから、島田議員のお話もずっと聞いていて、今の支所がこれまでどおり、今までとおりでいいのかという思いは、私も同じです。合併してもう丸14年になるんですけど、当初は4町の職員皆集まってこられましたので人材も豊富でしたので部長級に相当する人たちもかなりいらっしゃいましたので、そういった意味では配置するのはそんなに難しくなかったんだろうというふうに思います。その後、適正な職員の人員の管理もありましたので、合併後しばらくは職員の採用もなかったというふうに記憶してます。特に団塊の世代の職員の皆さんとか、そして姫戸、龍ヶ岳にいたって申し上げると昭和47年の大水害後数年はかなりの職員の方が採用されていま

す。そういった方々がずっと今退職をされています。ここ4年ぐらいの数字を見ても退職者が10人以上超えていますので、昨年在15人、ことしが18人ぐらいの退職があつて、それにさらに見合うだけの新しい職員が入ってきておりますので、かなり職員のいわゆる世代交代が今、ずっと行われているところです。6級にすることで正直言ひまして、かなり職員の配置が限定的になるというか、ある程度こういう人材をと思うとなかなかできない部分も正直あります。

もう一つは龍ヶ岳出身、姫戸出身のそれぞれの地域の職員が退職前に行つて、1年、2年で退職を迎えるというそういうことが今慣例化している状況です。そもそも姫戸、龍ヶ岳の統括支所には、さっきも言ひましたけど、やはり地域の振興という大きな命題が実はあつております。そういった形で果たして、今のまま続けていて本来の地域振興センターとしての機能をどうやって果たしていけるかなというのをずっと考えたときに、ある程度年齢は若くても、その地域に寄り添っているいろんなその課題とか、そういうの建設的にかかわって行って、地域の発展のために、いろんな政策を考えると、か、そういうことを建設的に前向きに考えることができる職員の配置する形をちょっとつくりたいというのが正直のところなんです。その政策を例えば1年ぐらいかけてやって、次年度に予算に反映するとか、そういう流れをつくれなかつたかというのが正直なところなんです。6級に限定すると、今の状況でいくとかなりその高齢の方なんです。高齢の方がそつちのほうが優秀な人材と言われれば、それまでかもしれないけど、ある程度の年齢でも私は将来を託せる職員たくさんいると思ひますし、そういう考え方も一つあります。来年すぐ、そういうことにどんどんつながっていくかというところではないと思ひますけど、今後、今の職員の年齢の構造とか今後、配置できる職員をずっと考えてみた場合に、ある程度そういったことにしていったほうが、ある程度期間で長期的に見ると、いい人材を配置できるんじゃないかなという判断です。

以上です。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 例へば、統括支所長ですね、しゃんむり職員4名だったかな、龍ヶ岳の場合ですね。4名の場合、支所長を100%地元出身者を持って来ないでも、松島でも大矢野でもレベルの高い職員がいるわけだから、そういう人を持って来てもいいでしょう。もう合併して15年目だから。私はそう思ひます。優秀な人材を統括支所長に持ってきて、市長が言われるような政策を等級を下げずにさせた方が権限も十分残るから、私はスムーズに行くのではないかと思ひます。

[「それは一般質問でいわないといけなかつたのではないか」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 市長。

○市長（堀江 隆臣君） 権限そのものは何も変わらないんですよ。権限は全然変わらないんです。ですから、当然課長会議も出席するわけで、ただ本当にいわゆる給与の差ということなんです。ですから、そういった方々を配置したいということなんです。

○議長（園田 一博君） 島田議員、この先は一般質問でお願いします。今指摘があつたように、若干入っていますので注意をお願いします。

以上で通告による質疑は終了しました。ほかに質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託します。

日程第6 議案第7号 上天草市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第6、議案第7号、上天草市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第7 議案第8号 上天草市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第7、議案第8号、上天草市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第8 議案第9号 上天草市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第8、議案第9号、上天草市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第9 議案第10号 天草四郎メモリアルホール条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第9、議案第10号、天草四郎メモリアルホール条例の一部を改

正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は経済建設常任委員会に付託いたします。

日程第10 議案第11号 上天草市工場等設置奨励条例及び上天草市税特別措置条例の
制定について

○議長（園田 一博君） 日程第10、議案第11号、上天草市工場等設置奨励条例及び上天草市税特別措置条例の制定について議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は経済建設常任委員会に付託いたします。

日程第11 議案第12号 上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

○議長（園田 一博君） 日程第11、議案第12号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第12 議案第13号 上天草市災害見舞金等支給条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（園田 一博君） 日程第12、議案第13号、上天草市災害見舞金等支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第13 議案第14号 上天草市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第13、議案第14号、上天草市保育所条例の一部を改正する条

例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第14 議案第15号 上天草市善意基金条例を廃止する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第14、議案第15号、上天草市善意基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第15 議案第16号 上天草市篤志福祉増進基金条例を廃止する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第15、議案第16号、上天草市篤志福祉増進基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第16 議案第17号 上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第16、議案第17号、上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第17 議案第18号 上天草市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第17、議案第18号、上天草市後期高齢者医療に関する条例の

一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第18 議案第19号 上天草市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準等を定める条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第18、議案第19号、上天草市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第19 議案第20号 上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第19、議案第20号、上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。通告がっておりますので、発言を許します。

5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 宮下です。それでは、質問いたします。介護保険は3年に1回見直しがされるんですけども、それによる改正で今回引き上げとなるんですけども、この1人当たりの基準額、どれぐらいかということと、それと滞納者の状況についてお伺いします。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

まず、今回保険料の引き上げとなるに当たって、1人当たりの引き上げ額と滞納者の状況について御説明をいたします。

まず、1人当たりの引き上げ金額を保険料の基準額第5段階でございますけれども、こちらのほうでお答えさせていただきます。現行、27年度から29年度までにつきましては、月額5,600円、年額にしまして6万7,200円でございます。それから、今回、平成30年度から32年度まで、こちらのほうが月額5,800円、年額で6万9,600円となり、月額で200円、年額としまして2,400円の引き上げとなるところでございます。

次に、滞納者の状況について3月1日現在でお答えいたします。調定額5億2,908万4,400円に対しまして、滞納額が327万6,900円、滞納者の実人員としまして123人、収納率としまして99.38%となっているところでございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） この介護保険というのは、国保と違いまして年金から天引きということで収納率も高いんですけれども、年収が少ない方は自分で納めるということになるんです。それで今滞納状況をお聞きしましたけれども、実際に滞納者がおられるということで123人ということなんですけれども、今回、少し上がりますけれどもそれによっての方たちですね。減免されている部分もあると思うんですけど、その減免についてはどういうふうにご考えておられるのでしょうか。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） 減免のほうにつきましては、条例のほうでも、上げさせていただいておりますとおり、第3条のほうで保険料率というのを上げさせていただいております。そちらのほうで1番所得が低い方が第1号に掲げる者ということになりますけれども、そちらのほうで年額につきまして3万4,800円のところを3条の第2項のほうで3万1,320円に軽減するということで上げさせているところでございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 今回引き上げになるんですけれども、引き上げ額としては、今部長がお答えになったように月額にしますと基準額で200円ぐらいということなので、そんなに多くないような金額には感じますけれども、でもこの低所得者の方たちにとっては、やはり100円でも200円でも上がるということ自体は大変なことだというふうに思います。もう少しその辺のことを考えて、3年に一度改正にはなるんですけれども、どうしても今回この引き上げをしなければいけないのかということなんなんですけれども、その辺のことについて引き上げないでそのままの額でいけないのかということです。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） まず、今回、5,800円算定させていただいておりますけれども、この5,800円につきましては、本市の基金を取り崩した上での金額でございます。基金を取り崩す前提でお答えしますと、月額6,100円程度になるかと思っております。そういったことで基金も全額取り崩すということはできませんので、その上で基金の一部を取り崩させていただいて、保険料を幾らかでも減額できるように工夫をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 以上で通告による質疑は終了しました。

ほかに質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第20 議案第21号 上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第20、議案第21号、上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。通告がっておりますので発言を許します。

5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） では質問します。条例の改正ですけれども、なかなかずっと読みましたけども読み取くのが難しく複雑なんですけれども、第6条の第7項、午後6時から午前8時までの間はというのを削除するんですけれども、そのことによって利用者にはどう影響するのか。それと、第47条の第2項に3年以上からというのを1年以上に変更するんですけど、これは緩和、職員の方たちの、何というか、緩和になると思うんですけれども、その辺の影響というのをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） お答えいたします。まず、第6条第7項中の時間についての部分です。利用者にはどう影響するかということでございますけれども、御質問の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを実施している事業所につきましては、本市にはございませんが、国が実施した調査結果から日中と夜間・早朝におけるコール件数等の状況に大きな差は見られなかったことから、国の基準に準じて随時対応サービスの提供に必要なオペレーターの人員配置の基準を緩和するものでございます。夜間・早朝で認めておりました、通報を受けるオペレーターと訪問サービスを実施する訪問介護員等の兼務を日中も認めるもので、条文にも随時対応サービスの提供に問題がない場合と規定があることから、利用者への影響はないものと考えております。

次に第47条第2項中、3年以上から1年以上への変更の理由につきまして、お答えいたします。本規程はオペレーターに係る人員基準を定めており、利用者からの通報に適切に対応できると認められる場合は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準、第5条第2項に定めるサービス提供責任者、具体的には訪問看護員等のうち、介護福祉士、または、厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者となりますが、業務に従事した経験を有する者も基準に該当するものとしているところでございます。

平成30年4月の介護報酬改定により、サービス提供責任者には実務者研修以上の資格が必須となり、水準が高くなると見込まれるため、国の基準に準じて改正するものでございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 利用者にとって影響というのはないということですが、例えば、その第47条のほうは、施設が職員を採用する際に採用しやすくなるというか、そういうこと

となるということなんですか。3年以上経験がないといけないというのが1年以上ということになるので、採用しやすくなるということで考えていいのですか。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） そうです。現場自体が国を含めてかなり人材不足というところもございます。そういったところもあって緩和できる分については緩和すると。ただし、一定の条件はつけた上でということで図られたものと考えております。

以上でございます。

○議長（園田 一博君） 以上で通告による質疑は終了しました。

ほかに質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

日程第21 議案第22号 上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21、議案第22号、上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありますか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第22 議案第23号 上天草市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第22、議案第23号、上天草市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基

準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第23 議案第24号 上天草市未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成基金
条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第23、議案第24号、上天草市未来への夢をつなぐ天草五橋奨
学金返還助成基金条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第24 議案第25号 上天草市松島総合運動公園条例の一部を改正する条例の制
定について

○議長（園田 一博君） 日程第24、議案第25号、上天草市松島総合運動公園条例の一部を
改正する条例の制定についてを議題といたします。

通告がっておりますので発言を許します。

5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） これはアロマに冷暖房がつくということでの使用料の設定ですけども、
この料金の設定の根拠といいますか、例えば、どこかにそういう施設があるからそれと比べて
したということなのか。これによって冷暖房を使うということは、電気料やいろいろな経費も
かかると思うんですけども、それとの整合性と言いますか、そういうところをどう考えておら
れるのかということと、それともう一つは体育活動以外の催し物ということで、これは今工事
されてるグラウンドの人工芝になるところのものだと思うんですけど、これは本来ならば前回
のときに一緒に条例に上げなくてはいけなかった部分ではないかと思うんですけど、この体育
活動以外の催し物ということで料金を設定してありますが、結構高いなと思いました。これは
どのようなものが想定されるのかということと、例えば、今までもグラウンドをこういう形で
利用された方がいらっしゃったのかどうかということをお聞きします。今までは、これは料金
は設定してなかったんですね。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（中 文近君） よろしくお願ひいたします。まず、冷暖房費の使用料金の設定の
根拠といたしまして、松島総合センター「アロマ」メインアリーナの空調設備の整備に伴う、

使用料の設定につきましては、本市にございます同等の施設である、大矢野総合体育館の冷暖房使用料との整合性を考慮して設定したところをございます。また、あわせまして近隣市の輻射式冷暖房設備を有する体育館の冷暖房使用料も参考にし、設定したところをございます。

次に、体育活動以外の催し物をございますけれども、想定されるものとしたしましては保育園や地域の夏祭りなどの祭りイベント、それからマーチングバンドやコンサートなどの音楽イベント、それから、たこ揚げ大会や紙飛行機大会などの文化イベントなどが考えられるところをございますけれども、利用に当たっての細目につきましては、人工芝に負荷がかからないように現在検討しているところをございます。

そして、これまでの利用者はいたのかということですが、平成16年の合併以降体育活動以外の催し物で利用された実績はございません。

以上をございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 冷暖房費のほうに関しては、大矢野体育館ともということですがけれども指定管理になりますので、その辺のことも含めて今後この金額でどうかということもいろいろ大矢野体育館とアロマでは使用の頻度とかそういうのも違うと思うので、これでいいのかということも今後、精査はされていくんでしょうか。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（中 文近君） 指定管理料との兼ね合いということでしょうけれども、人工芝の利用というところもありますから――。

○5番（宮下 昌子君） 冷暖房――。

○教育部長（中 文近君） 人工芝の使用も含めて、冷暖房費の使用、それから電気料金等の差とか、そういうのも含めて短期ではなかなか見直せない部分がありますから、1年、あるいは2年ぐらいをかけまして、正当な指定管理料を設定するような方向で検討してまいりたいというふうに思っております。

以上をございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 陸上競技場の運動公園の体育活動以外の催し物というところに関しては、今、いろいろ部長のほうから考えられるものということでお答えいただきましたけれども、今までは余りなかったということで、今までは普通の芝で、今度人工芝になるので、当然利用できる分が変わってくるので使えないものもあるわけですね。そういう意味では、今後、今までのあれがないということですがけれども、その利用料金も結構高いので、かなり制限も出てくるかなというふうに思うので、その辺のことも皆さんに周知と言いますか、そういうことはきちっとされたほうがいいのではないかなというふうに思います。保育園とか市の関係のそういうところが使うときには減免とかそういうのもあるんだと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（中 文近君） 文化活動とかそういった部分について減免規定もございます。料金の設定につきましては、体育活動以外は、その使用料の2倍ということで設定してございますので、そのとおりで人工芝の部分が通常は2,000円、トラックが400円ですから、2,400円の場合ということで4,800円という設定になっております。

周知につきましてはホームページ等も活用しながら、周知をしていきたいというふうに思っております。

○議長（園田 一博君） 以上で通告による質疑は終了しました。

ほかに質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第25 議案第26号 平成29年度上天草市一般会計補正予算（第9号）

○議長（園田 一博君） 日程第25号、議案第26号、平成29年度上天草市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

まず、総務常任委員会所管の質疑を行います。

通告がっておりますので、発言を許します。

12番、島田光久君。

○12番（島田 光久君） 補正予算書の27ページをお願いいたします。交付金チャレンジショップ改修補助金500万円の減額について、お尋ねしたいと思います。まず最初に、減額補正の理由として、年度内完了が困難であるとのことではありますが、事業計画のスケジュールの検討は当初どのようになされていたのか。それと、この事業は移住促進事業ではありますが、何カ年計画の予定になっているか。そして食のグランプリの状況です。参加者は何名で、食材、料理内容、その結果はどうなったのか、この3点についてまず、最初にお尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） まず、減額の理由というか、スケジュールの検討は当初なされたということですが、まず、この事業補助金について御説明をさせていただきたいというふうに思います。

本補助金につきましては、平成29年度地方創生推進交付金事業で採択を受けました、上天草市観・食・住サイクル事業のメニューの一つでございます。食のグランプリで優秀な成績をおさめた市外在住の移住希望者が上天草市内の空き家等を改修し、地域の活性化にもつながるような飲食店等を開店する場合、その改修に係る費用の一部に対し上限を定め、その範囲内で助成す

るものでございます。昨年4月の交付金事業の採択を受けまして、6月補正予算で500万円を計上した段階では、平成29年度中に食のグランプリを開催した上で、入賞した移住者における飲食店等の開業を目的とした空き家等改修、さらには、その改修に対する補助までの事業実施を見込んでいたところでございます。しかしながら7月以降、事業実施に向けて取り組みを進めていく中で、本事業の目的に沿った食のグランプリの開催時期は、地元食材が充実をする11月から2月ごろがよいと判断したものでございます。したがって、グランプリ入賞者が改修物件の選定から改修工事を終えるまでの期間を考慮しますと、年度内の事業完了が困難であること並びに本交付金事業は単年度完結が原則であることから、今年度の空き家等改修補助金については、補正予算において、一旦減額をさせていただいたところでございます。当初と事業申請、予算計上したところと事業実施に向けて検討した段階で方法を変更したことによりまして、今回の減額が生じたところでございます。

それと、何カ年事業かということです。本事業につきましては、内閣府の地域再生計画の認定を受け、認定制度に基づき、平成29年度地方創生推進交付金事業で採択をされました、先ほど御説明しました上天草市観・食・住サイクル事業の中の1事業でございまして、29年度から平成31年度までの3カ年計画でございます。

それと今回の開催の状況とその結果ということでございますが、本年度は2月18日に大矢野総合体育館において、市内花卉生産者による第2回上天草花まつりにあわせ、市内外のキッチンカー事業者7社による食のグルメフェアを開催をしました。そのうち、当市への移住を検討しているキッチンカー事業者4社が参加をしまして、上天草グルメコンテストが行われたところでございます。各社には指定食材としてクルマエビと天草大王を用いた料理を一品ずつつくっていただき、審査員3名により、審査をしていただいたところでございます。審査におきましては110点満点の採点で各審査員の採点で60点以上を獲得した事業者を入賞とし、その中で最も合計点が高い事業者に対し最優秀賞を授与することとしており、採点の結果、最優秀賞が1社、優秀賞を2社、選定したところでございます。料理の中身もですか。

○12番(島田 光久君) そうです。

○総務企画部長(和田 好正君) 中身と言いますか、指定の食材は先ほど申し上げたところでございますけれども、コンテストに出品をされたメニューを紹介申し上げますと、エントリーナンバー1番としてにんぐるカフェ、これにつきましては、中も――申し上げますか。

○12番(島田 光久君) 大体でいいですよ。

○総務企画部長(和田 好正君) メニューだけでいいですか。

○12番(島田 光久君) はい。

○総務企画部長(和田 好正君) 続いてナンバー2がC a f e & B a r M o n k e y、天草大王男飯でございます。そしてナンバー3がB級グルメC A R空和ということで、クルマエビのカクテルソース添えでございます。ナンバー4がキムタコということで、ダッカルビ丸ということでございます。それと、クルマエビのチヂミでございます。すいません。メニューとして、

あと二つほどございました。それぞれガーリックシュリンプワイハを夢見て、天草大王のチキン南蛮でございます。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 6月補正で、地方交付税で一応採択されて6月議会で補正でされているんですけど、この事業6月だったら年度内に完結は私はできたんじゃないかと思うんですよ。そのスケジュールというのは当初を本当に練ってあったのか。補正に提案される時点でですね。恐らく食材が11月から2月にならないと食材がそろわないみたいな感じの今部長の答弁でありましたけど、上天草市年間で4月から3月までトータルで食材いっぱいあると思うんです。なんか限定されて公募されたのかなという感じがするんですけど、その辺とあとは花まつりに合わせられて遅くなったのか、それと7社応募されて、4社か。キッチンカーというのは車で移動するあれのことと思うんですけど、全部の人がキッチンカーでされる方じゃないと思うんです。何らかの形で勤めていらっしゃるか、されている方が多いと思うんですけど、クルマエビとか天草大王に食材を絞ったという理由は何かありましたか。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 今回はキッチンカーで食材の提供されている事業者が参加をされた、そういった仕掛けをしたというところでございます。クルマエビと天草大王に絞ったのは、やはり上天草市を代表する食材として、クルマエビ、天草大王を考えましたので、その二つをまず、指定の食材として事業の実施をしたところでございます。3カ年当然、今後続きますので来年度以降は、その時期をずらしながら実施をしていきたいというふうに思っています。その中で、また違う食材等の取り組みを進めたいというふうに考えております。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） これは結局1年、順送りになったわけですけど、3カ年計画ということで3カ年で大体本当は3社ぐらい移住できる予定だったのか。29年度先送りしてそれが完結して、何というか1社で終わるのか、終わる計画だったのかちょっと詳しく知りたいんですけど。3カ年計画だったら500万円、500万円で3カ年で事業採択を受けているのか、それとも1回きりの1業者きりの500万円の採択なのか。それと、例えばことし一応採択されて、来年度も同じような形でして、2社になるわけなのかな。それと同じような形態で11月か2月ぐらいにして、来年度決定して予算は次年度の予算で改修事業、補填することになるのか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 今年度分については、コンテストの事業については、今年度予算で執行します。補助金の交付については、来年度の予算でという形になります。

先ほど、3カ年計画で事業実施の時期をずらしてということでお話をしましたけども、今年度2月に開催をしまして、来年度の具体的開催時期まではまだ、決定をしておりませんが、できれば秋前後に開催をして最終年度を春から初夏にかけて開催ができれば、さまざまな食材が

ひらえるのではないかなというふうに考えております。

移住を実際にされる場所が何社かという具体的なところは、まだ決定をしておりませんが、基本的には、改修の補助金として3社、採点結果で、その基準をクリアすれば3社を選定をしますので、その3社が毎年度ともに、上天草市で店舗を構えて営業していただくという形になれば、最大では9事業者の方がこの事業の結果として、上天草市で事業を展開される。

ちなみに500万円の内訳ですけれども、最優秀賞が300万円で1社、優秀賞が100万円で2社ということで3社を予定しております。また、この補助金額については上限額でございますので、実際に改修に要した費用が下回る場合は、その額が補助金の額となるものでございます。そのような形で御理解いただければと思います。

○12番（島田 光久君） わかりました。

○議長（園田 一博君） 以上で、通告による質疑は終了しました。

ほかに質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 以上で総務常任委員会所管の質疑を終わります。

○議会事務局長（宇藤 竜一君） 29ページが残ってます。

○議長（園田 一博君） では、島田光久君。

○12番（島田 光久君） すいません。29ページをお願いします。続けて質問したいと思います。

まちづくり事業推進助成金145万円ほど今回減額補正でありますけど、この減額補正の理由及びこの財源はどのような財源を予定されていたか。それとこのまちづくり事業の申請者の状況と事業内容、採択の状況、採択された方がいたのかいないのか、その辺を含めてお願いしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） まず、減額補正の理由、財源内容ということで質疑があったかというふうに思いますので御説明をさせていただきます。今回、減額補正の理由としましては、昨年度の実績などから今年度当初予算に1,000万円、4事業に対して、それぞれ250万円ということで予算を計上していたものでございます。結果としまして、採択事業は1事業者で助成額が40万円にとどまったことにより、減額をするものでございます。

今回、申請が少なかった理由としまして平成21年度以降だけでも、31件の事業が採択をされまして、まちづくり団体の要望も一段落したことや、今年度からの事業については、クラウドファンディングによる資金調達が要件となるなど、申請事業の計画性や継続性を高めるために事業採択の仕組みの変更したことも要因の一つと考えているところでございます。今後、毎年度実施しているまちづくり実践発表会なので現行制度について周知を図り、活用していきたいというふうに考えております。

まちづくり事業推進助成金の原資につきましては、まちづくり事業推進基金でございますが、

平成29年3月に一般財団法人民間都市開発推進機構から拠出金1,000万円を受けまして、基金の積み増しを行ったところでございます。クラウドファンディングの導入もこれを受けてのことでございます。

今年度申請ですけれども、1団体から1件の申請があり、まちづくり推進事業運営委員会での審査を経て、採択をされました。事業内容としましては、上天草地域に点在する歌碑や詩歌また田植え歌などの労働歌、わらべ歌など、忘れ去られつつある歌を後世に残すため、調査収集して書籍として出版する「上天草市のうた」出版事業でありまして、総事業費80万円で申請がございました。

先ほどクラウドファンディングの導入ということで申し上げましたけれども、等団体はクラウドファンディングで事業費の5割以上となる43万2,000円の資金調達に成功し、市は補助金として40万円を交付したところでございます。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 今、部長の説明によると、これまで合併してからまちづくり補助金というのは結構上限500万円までだったかな。ソフト面とかハード面とか助成してきたと思うんですけど。今年度29年度から財源内容も変わって、仕組みも結局変えたことにより申請件数が減ったかなと思うんですけど、そのクラウンファンド事業というのをもう少し詳しく説明してもらえませんか。恐らくわかる人はわかって、私もあんまり理解してないんですよ、はっきり。恐らく議員さんの中でどれくらい詳しい人がいるか、知らないんですけど。だからそれが変わったために、まちづくり事業に申請者が手をあげにくくなったのかという感じがするんですけど。その辺ちょっとわかりやすく市民の方も聞いていらっしゃいますので、よろしく願いします。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） クラウドファンディングにつきましては、インターネットを通じまして不特定多数の人に少額の出資を募ります資金調達の方法でございます。

まずは、事業計画者がこういった事業を計画したということをインターネット上に掲載をしまして、そこに賛同される方が少額、多額の額をされる場合もあるかと思えますけど、ある程度の金額を出資して、事業の実施に必要な事業費を確保するというところでございます。

今回、クラウドファンディングの導入に至った経緯につきましては、先ほど申し上げました、まちづくり事業推進助成金の原資が少なくなっていたことにあわせまして、議会の中でも何度かあったかというふうに思いますが、事業の継続性、計画性、単に補助金を500万円、上限として交付するのでは、その後の継続性等が難しいところがあるのではないかという御質疑等もこれまであったかというふうに思いますので、そこら辺を考慮しまして、要はクラウドファンディングというのは、皆さんがその事業の実施、効果等を期待して出資をするということでありまして、そこで一定の計画性であったり確保されるということで、クラウドファンディングの導入をしたところでございます。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） ということは、今後はこのクラウドファンด์事業をまちづくりの補助金として、これからずっとしばらくやっていくという考え方でよろしいんですね。それと、まちづくり事業の中には、ハード面とソフト面とあると思うんですけど、その場合の補助金の体制というか、それも変わらないんですか。その辺はどうでしょうか。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 補助金の額については、これまでと変わりません。同じような条件の中で事業を実施するという形になります。

○議長（園田 一博君） 以上で通告による質疑は終了しました。他に質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 以上で、総務常任委員会所管の質疑を終わります。

次に、経済建設常任委員会所管の質疑を行います。通告がっておりますので、発言を許します。

5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） では、予算書5ページですけれども、愛の鐘再設置事業ということで、これが繰り越しになっておりますけれども、これは確か9月補正で上がってきた工事だというふうに思います。あそこは確かに今、危険な状態で入れないようになっているので、そこを今の天草四郎ミュージアムの横に設置するというので計上されたものだったんですけど、この工事ができなかった理由をお願いします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） よろしく願いいたします。この愛の鐘再設置工事につきましては、当初、平成30年2月の竣工を目指しまして、11月中の着工を予定をしておりましたけれども、サンタマリア館の収蔵品の購入事務やONSENガストロノミーなどの新たなイベントが集中したこともありまして、課内での事務処理におくれが生じたことが理由でございます。

現在、既に工事も発注してるところでございまして、しかしながら年度末となりますので、今回予算繰り越しの承認をお願いするものでございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 職員の皆さんも頑張っておられることだと思いますけれども、補正で上げるということは緊急かつ必須ということで補正に上げられるわけですので、年度内にするというので上げられたと思いますので、職員の皆さんも忙しいとは思いますが、やはりこれは、補正で上げた以上はきちっとやはりされるべきだし、今、部長のお話では年度内にできるのですかね。今度オープンしますよね。オープンに間に合うのでしょうか、その辺のことをお願いします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○**経済振興部長（村川 和敬君）** 施工者に確認をしましたところ、年度内の竣工は少し厳しいということで工事につきましては、観光シーズンを迎えますゴールデンウイーク前の竣工完成を目指しているところでございます。

○**議長（園田 一博君）** 宮下昌子君。

○**5番（宮下 昌子君）** ゴールデンウイーク前というところかなり遅くなりますよね。天草四郎ミュージアムのオープンというのは4月でしたっけ。そういうのをちゃんと計画性を持って、忙しいのはわかりますけど、やはり補正で上げた以上はちゃんとその辺のことは計画性を持ってやっていただきたいなというふうに思います。

次に、移ります。37ページですけれども、浄化槽設置整備事業補助金がマイナス補正となっておりますけれども、これは申請が少なかったというふうに思うんですけれども、当初は予算でこれだけということで計画されるわけですよね。担当課でも市民の皆さんに一生懸命周知して、設置数をふやしたいということでされると思うんですけれども、この申請が少なかった理由をどう考えておられるのか、申請数と合わせて前年度と比較としてはどうなのかということでお聞きします。

○**議長（園田 一博君）** 建設部長。

○**建設部長（藤島 幸治君）** よろしくお願ひいたします。浄化槽設置整備事業補助金としましては、平成29年度当初予算で5人槽50基、7人槽35基、合計85基分の予算3,109万円を計上していたところでございます。今回の補正では、今年度の合併処理浄化槽設置見込み数を年末までの実績に基づきまして、5人槽49基、7人槽12基と想定し、985万4,000円を減額するものでございます。予定基数から減少した理由といたしましては、人口減少及び核家族化の進行などの社会的要因によりまして、7人槽対象世帯数が減少したことや合併処理浄化槽設置整備事業についての理解が浸透していないことなどがあると考えているところでございます。それから申請数もですかね。

○**5番（宮下 昌子君）** はい。

○**建設部長（藤島 幸治君）** 平成30年2月末日現在の申請数につきましては、5人槽48基、7人槽9基、合計57基の申請ということになっております。

前年度の比較につきましては、平成28年度は5人槽61基、7人槽14基、計75基の実績でございました。続きまして、平成29年度は平成30年2月末日現在、5人槽48基、7人槽9基、合計57基の申請であり、18基の減少となっております。

浄化槽設置の事業形態につきまして説明いたします。新築に伴う設置と既存の単独処理浄化槽及びくみ取り便所からの転換設置があります。平成28年度は75基のうち、新規設置が45基、転換設置が30基でございました。しかしながら、平成29年度は新規設置が26基、転換設置が31基となっているところでございます。前年度と比較した場合、転換設置はほぼ横ばいではありますが、民間における新築の取りかえ等によるものか不明でございますが、新規設置が大幅に減少していることとなっております。

以上でございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 浄化槽設置はなかなか市としては、進めているんだけど毎年、毎年予定よりも少ないということでどうしたらいいかということのをいろいろ担当課でも考えておられると思います。それで、新年度の当初予算ではこの予算が増えてて、いろいろ今のままではいけないからということで、今度いろいろ事業をされるというふうに思いますけれども、一応私も今度は環境問題ということで一般質問に取り上げてほしいと思いますので一応、今の部長のこれまでの経過ということでお聞きしましたので、あとは一般質問でほしいと思います。ありがとうございます。

○議長（園田 一博君） 次に12番、島田光久君。

○12番（島田 光久君） 39ページをお願いいたします。交付金事業の地域おこし協力隊活動助成金353万1,000円の減額についてお尋ねしたいと思います。まず、減額補正の理由と活動助成金の活用状況、そしてまた、地域おこし協力隊の人数、業務報告はどのようになされているのか、その2点についてまず最初にお尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） 地域おこし協力隊活動助成金事業につきましては、市が募集しまして、任命した地域おこし協力隊員が農業後継者として地域農業の振興や地域活動に参加するための活動費用を助成するものでございます。

平成29年度に教良木地区からの意向を踏まえまして、地域おこし協力隊3名の導入を予定をし、助成金600万円3人分の1人200万円でございますが、600万円を計上したところでございます。募集の結果、隊員が2名になったことと、それから導入した2名の隊員からの活動助成金の交付申請額が246万9,000円にとどまったことが今回不用額といたしまして353万1,000円を減額するものでございます。

隊員の活動状況といたしまして、1名は地域農業の担い手として水稻等の生産活動の支援や新規作物、これはスイートコーンというふうに聞いておりますが、こちらの導入の試験栽培等に取り組んでおります。また、もう1名につきましてはICTを活用しました農業の効率化に向けた取り組みを行っているところでございます。

このほかにも教良木地区が主催します、彼岸花ウォーク等地域イベントへも積極的に参加してもらっているところでございます。

それから業務報告でございますけれども、2名の地域おこし協力隊からの業務報告は毎月、活動日誌の提出をさせているところでございます。また、月1回程度、隊員、地域住民、これは農事組合法人の役員さん方なんですけれども、それから市の職員によります定例会を開催しまして、隊員の活動状況、それから課題などについて意見交換を行っているところでございます。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 1年目ということで結果を期待するのは、まだ見えてこないと思う

んですけど。やはり3年間しっかり地域に定着して、最終的には地元に残ってもらえるように、ぜひ支援というのは執行部の方で考えられて、どんどんしてもらいたいと思います。それと活動の助成金、240万円ほど2人で活用されていますけど、中身はどういうものを活用されているのかその辺をちょっと簡単にお願いしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） 助成金につきましては、活動旅費、それから作業道具の消耗品やそれから事務的な経費、それから定住に向けた研修等の経費になっております。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 地域おこし協力隊の活動にもうしばらく期待をしながら見ていきたいと思っています。

次は41ページの有害鳥獣捕獲委託料の393万6,000円の減額についてお尋ねしたいと思います。イノシシ対策はもう合併してから、私たちの大きな課題であります。減額補正の理由と総捕獲頭数の前年対比、それと地域別捕獲数及び被害の状況についてお尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） 有害鳥獣捕獲委託料につきましては、イノシシ等の有害鳥獣の農作物への被害を防止するために、猟友会に1頭当たり8,000円で駆除を委託するものでございまして、平成29年度当初予算において、捕獲計画を1,492頭としまして、委託料を1,193万6,000円を計上したものでございます。平成29年12月末時点におきまして、イノシシの捕獲頭数が762頭でございましたので、最終的な実績見込みにつきまして、1月から3月までの捕獲頭数を過去3年間の実績により最大で238頭、月平均約80頭となりますけれども、そういう計算をいたしまして、合計で1,000頭、800万円と見込みまして、その不用額として393万6,000円を減額したものでございます。

総捕獲頭数の対前年比につきましては、平成28年度が1,047頭でございました。平成29年度は年度途中でございまして、両年度を1月末時点で比較いたしますと、平成28年度が978頭であったのに対しまして、平成29年度が840頭で前年比138頭の減、マイナス14%となっているものでございます。

それから地域別捕獲頭数につきましては合計で840頭となっております。大矢野地区が302頭、36%、松島地区が241頭、29%、姫戸地区が154頭の18%、龍ヶ岳地区が143頭の17%というふうになっております。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 結構捕獲頑張っているんだけど、前年度比より落ちているということは捕獲が伸びているかなということも考えるのですが、この1頭捕獲に対して、補助金が8,000円ほど今、なされていますけど、これまで国庫補助はそれ以外についていたと思うんですけど、29年度もついてたのか。来年30年も国庫補助、同じ額で計画なされているのかそれをお尋ねして終わります。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） これまで1頭8,000円の補助がついておりまして、来年度も同じ金額で補助がつく見込みであります。

○議長（園田 一博君） 以上で通告による質疑は終了しました。ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 以上で経済建設常任委員会所管の質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員会所管の質疑を行います。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。以上で文教厚生常任委員会所管の質疑を終わります。本案は各所管の常任委員会に付託いたします。

日程第26 議案第27号 平成29年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）
補正予算（第4号）

○議長（園田 一博君） 日程第26、議案第27号、平成29年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第27 議案第28号 平成29年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）

○議長（園田 一博君） 日程第27、議案第28号、平成29年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第28 議案第29号 平成29年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（園田 一博君） 日程第28、議案第29号、平成29年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第29 議案第30号 平成29年度上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）

○議長（園田 一博君） 日程第29、議案第30号、平成29年度上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第30 議案第31号 平成29年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第4号）

○議長（園田 一博君） 日程第30、議案第31号、平成29年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は経済建設常任委員会に付託いたします。

日程第31 議案第32号 平成29年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（園田 一博君） 日程第31、議案第32号、平成29年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第32 議案第33号 平成29年度上天草市立上天草総合病院事業事業会計補正予算（第2号）

○議長（園田 一博君） 日程第32、議案第33号、平成29年度上天草市立上天草総合病院事業事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第33 議案第34号 平成29年度上天草市下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（園田 一博君） 日程第33、議案第34号、平成29年度上天草市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は経済建設常任委員会に付託いたします。

ここでお諮りいたします。次の議案に入れば12時を過ぎ、昼食の時間となりますが審議が終了するまで続けますか、それともここで休憩しますか。

○議長（園田 一博君） ではここで昼食のため休憩いたします。午後1時から再開します。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

日程第34 議案第35号 平成30年度上天草市一般会計予算

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第34、議案第35号、平成30年度上天草市一般会計予算を議題といたします。

まず、総務常任委員会所管の質疑を行います。

通告がありますので発言を許します。

12番、島田光久君。

○12番（島田 光久君） 51ページをお願いします。産業体験イベント事業委託料500万円について、お尋ねしたいと思います。この産業体験委託料、どんな産業体験なのか、それともイベントなのか。委託先、そして対象者人数、時期も含めて、まず最初にお尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 産業体験イベントですけれども、この事業につきましては午前中の答弁でもお答えしましたように、食のグランプリ事業と同様に、平成29年度地方創生推進交付金事業で採択を受けました、上天草市観・食・住サイクル事業のメニューの一つでございます。内容としましては、大都市で開催される移住相談会等におきまして、国の交付金事業、平成28年度で構築しました海運業疑似体験システム、大型モニターによるリアルタイムでの対面動画通信システムのことでございますけれども、これを用いまして、相談会の会場と本市とを結びまして、本市の民間事業者の仕事現場や移住者の生活状況を生中継で体験してもらうほか、移住プロモーションビデオの放映等により、上天草市での仕事や生活をイメージしてもらい、スムーズな移住を促すもので、本年度から実施しているものでございます。

本年度につきましては、ことし1月に東京都台東区の東京ビッグサイトで行なわれました移住・交流推進機構とが主催する移住促進イベントにおいて実施したところでございます。平成30年度は市が行う大阪府での物産イベント等において、今年度同様に移住相談ブースを設置し、実施する予定でございます。

委託先としましては、本年度同様、先ほど御説明した通信システムを取り扱うことができるイベント事業者等から公募型プロポーザル方式により、選定する予定としておりますので、現時点では委託先は未定でございます。対象、人数、時期ですけれども、平成29年は東京都台東区の東京ビッグサイトの移住促進イベントで実施したところ、77名の参加があったところでございます。

平成30年度につきましては、例年12月に行われております市主催の大阪府での物産イベント等におきまして、同時開催を予定しております。参加人数は100人程度を見込んでいるところでございます。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） ということは、この500万円というのは都市部で移住目的でそういう海運業のプロモーションなんかを映しだしながら、上天草のイメージづくりをして、効果を狙ってるということで理解するんですけど。これ1回きりの総額は、500万円という理解でいいですか。総事業費が500万円ですか。第1回のイベントをするのに、そこはどうですか。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 来年度の500万円については、大阪府で予定している1回の部分を予定しております。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） これはおそらく交付金事業だと思うんですけど。これは市の持ち出しとか財源の内容はどのようになってますか。まるまる交付金事業なのか。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 交付金ですので、2分の1が交付金で賄われるということで、残りの2分の1が市町村費という形になります。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） あとは委員会でしっかり議論してもらいたいと思います。

次は106ページをお願いいたします。前島交流拠点施設建設工事費8,900万円ほど今回計上されております。ほかにも何本かあるんですけども、この交流拠点、施設の建築工事ですね。前年度の繰り越し分もあると思うんですけど、この建築工事の入札時期はどのように進められるのか。そして発注は速やかになされるのか、それと交流拠点施設の内部の設計変更というのは、今後考えられるのか、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 御質問の前島交流拠点施設建築工事の8,967万9,000円につい

て申し上げます。この観光交流拠点施設建築工事費8,967万9,000円につきましては、観光活性化拠点施設建築工事費8,442万1,000円とあわせまして、観光交流活性化施設の整備費用の一部でございます。

この二つの工事費は、社会資本整備交付金の財源の一部に充てていることから、交付金メニューに合わせて別々に計上しているものでございますが、建物としては1個の建物を整備するものでございます。今回計上しました金額につきましては、合計で1億7,400万円は今年度の債務負担行為として掲げたものを平成30年度当初予算で改めて計上したもので、平成29年度に予算化している2億7,358万円と合わせまして、観光交流活性化施設の建物本体、電気、機械設備の整備を行うものでございます。

本体建築工事に係る入札につきましては、現在、条件付一般競争入札方式にて公告中でありまして、3月12日に開札を予定しているところでございます。本体建築工事の落札業者との契約締結が完了次第、電気と機械に係る工事をそれぞれ発注する予定で現在進めているところでございます。

交流拠点施設の内部の設計変更はあるのかという部分ですが、建築基準法や消防法等の法令に基づく変更指導があった場合には、設計変更することもございますが、基本的には現時点において、設計変更は想定しておりません。仮に今後決定する指定管理者の意向でテナントの内装等につきまして変更することもあり得ますが、建築物の構造自体に手を加えるなどの設計変更が必要となるような改装は想定をしていないところでございます。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 入札されるということは要するに建物、内装を含めて設計の予定通り発注されて、仕上げられるという理解でいいのかなと思いますけど。例えばと言ったら言葉があれなんですけども、指定管理者が今度選定されるでしょう。そうした場合、まだ今のところを区切り6施設つくる計画設計なっていると思います。その中で、例えば飲食店の出店がなされた場合に水回りなんか、設計段階で入れる必要があるかなと思うんです。そういう設計変更ですね。そういうのがあるかないかをちょっとお尋ねしてるんですけど、その辺はどうなりますか。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） テナント部分の御質問かと思えますけども、そこについては、加工して食の提供ができるように整備を予定しているところでございます。設計の中に含まれております。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） ということは今、確定ではないんでしょうけど、飲食関係だったら水回り絶対にいりますから、その整備もできるような感じで設計もなされているという理解でよろしいんですか。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） そのように御理解していただいて構いません。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） では次に行きたいと思います。次は、106ページですね。これも前島拠点施設建設備品購入費500万円についてお尋ねしたいと思うんですけど、備品購入の内訳と追加備品購入とリスクの分担はどのように進められるのか。それが今後想定されるのか。その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） まず、備品の購入について御説明をさせていただきます。備品につきましては、主に観光案内用ジオラマ、あるいはボルダリングマット、展示カウンター、商品陳列テーブル等を購入することを予定しております。内訳として、細かなところも――。

○12番（島田 光久君） 内訳等ちょっと教えてください。

○総務企画部長（和田 好正君） まず、ディスプレイですけども、これが1カ所、観光カウンターが2台、観光案内用ジオラマが1台、商品陳列テーブルが7台、フロア案内スタンド1台、コンシェルジュチェア2脚、コンシェルジュワゴン2台、ポードブルステージ1台、センターテーブルスツール12脚、ボルダリングマット2枚、ボルダリングクライミングボード2セット、化粧直しカウンタースツール3脚、オムツ交換シート1台、チェア1脚、サイドテーブル1台、テーブル5台、チェア20脚、テーブルベンチ5台が今、この備品の購入費500万円に予定をしているところでございます。一部については建築工事の中に設置をするようにしておりますので、コンシェルジュカウンター、センターテーブル等は建築工事の中で設置をしておりますので設計の中に含んでおります。

それと追加備品購入等リスク分担についてですけども、市が想定しております、初期投資に係る備品は、先ほど申し上げたとおりでございますが、これは、当施設が目的とする機能を果たすための基本的な備品と考えているところでございます。これに新たな備品を追加する場合につきましては、仕様書の中で購入者が市になるのか、指定管理者になるのかを含め、協議により決定することとなりますが、指定管理者が独自に必要と考え、導入する備品につきましては指定管理者の負担になるものと考えております。また、リスク分担につきましては募集要項の中で基本的な分担を定めておきまして、さらに指定管理者委託の際に市と指定管理者との協議によりまして、詳細については定めることとしているところでございます。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） ここに民間が出店された場合、仮に飲食店をされた場合に、食事をするのは飲食店の出店される中のスペースのブースで食事されるのか、それともそこから持ち出して今言われたそのカウンターとかテーブルとか食事される形になるのか、その辺の想定とこののをされていますか。

それとあと1点です。指定管理者にいろんな条件をつけられていると思いますけど、その中でシーカヤックとかサイクリングとか、体験を含めて出てくると思うんです。その場合に例えば

サイクリングの貸し出しなんかがあると想定するんですけど、そのサイクリングの自転車を買う場合の費用とか、シーカヤックを導入するという事業計画が入っていると思うんですけど、それを購入する場合も恐らく市が備品として購入するという想定ができるんですけど、その辺は今後、どのような考えを持っていらっしゃるでしょうか。その2点教えて下さい。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 飲食については、当然施設内に設けてありますテーブルでそのまま食べられる場合もあると思いますし、テイクアウトも可能というふうに考えておりますので、持ち出して外で食べられる場合もあるかというふうに計画の中では想定をしております。

それと備品購入のサイクリング自転車、あるいはシーカヤックにつきましては、基本的には指定管理者が購入し、運用するというふうに考えております。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） ということは指定管理者がシーカヤック、サイクリングにしても収益性が見込めなかったら、事業として行えない場合もありうるという想定でよろしいんですか。その辺はどうなりますか。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） アウトドアスポーツの中でシーカヤックやサイクリングというのを私たちも想定をしておりますので、そのような提案が当然出てくるかというふうに思いますけれども、事業の採算性の中で今、議員がおっしゃった事業の継続が難しいとなった場合、シーカヤックやサイクリングの一部を取りやめるということはあるかもしれません。ただ、現時点で最終的にどうなるかは運営を開始してからと考えています。

○議長（園田 一博君） 以上で通告による質疑は終了しました。ほかに質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 以上で総務常任委員会所管の質疑を終わります。

次に経済建設常任委員会所管の質疑を行います。

通告がっておりますので発言を許します。

5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） まず88ページの浄化槽設置整備事業補助金ですけど、これは補正で先ほどお聞きしましたけれども、前年度マイナスになってますが、今年度はさらにそれより1,300万円ほど増額になっています。これは新たな事業を始められるということだと思っておりますけれども、どういうことをされるのか、なぜそういうふうにするのかということをお聞きします。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（藤島 幸治君） 浄化槽設置整備事業補助金につきましては、平成29年度当初予算では、85基分の3,109万円を予算計上しておりましたが、平成30年度当初予算では、浄化槽の設置基数を前年度比2割増しの102基分4,472万8,000円を計上したところでございます。予算の内訳といたしましては、既存の合併処理浄化槽設置整備事業費として3,443万8,000円、

新年度の事業実施に当たっては、新たに単独処理浄化槽及びくみ取り便所からの転換を促進する事業費として1,029万円を計上しており、この事業を契機に浄化槽の設置促進を図ることとしているところでございます。浄化槽設置事業につきましては、検証としまして上天草市環境基本計画におきまして平成32年度の浄化槽人口普及率を35%という目標としております。平成28年度、本市の浄化槽人口普及率は31.5%であることや、平成29年度の状態などから市としては、既存の単独処理浄化槽及びくみ取り便所からの転換を推進することが必要と考えるところでございます。

本事業は、既存の単独処理浄化槽またはくみ取り便所から合併処理浄化槽に転換した場合、転換補助該当者に対し、これまでの浄化槽設置整備事業補助金のほかに、設置した浄化槽の人槽に応じて補助をするもので5人槽16万6,000円、7人槽20万7,000円、10人槽27万4,000円を上乗せして交付するものでございます。

設置目標基数を達成するための手段としましては、市民の皆さんに対して広報誌やホームページに掲載して周知を図っていくことや、あわせて、浄化槽設置実績のある業者への文書発送及び熊本県浄化槽協会天草支部会員、上天草市設備組合等に対し説明会を開催していきたいと考えているところでございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） これまでの補助にプラスということで、市民の皆さんが自分のところの例えばくみ取りであったらそれを変えるときに今までの額よりも、もうちょっと上乗せしてしますからということでふやすという計画ですよ。その金額を上乗せした理由というのが、例えば、市民の方たちから要望と言いますか、浄化槽設置にはかなりお金がかかりますので、もう少し補助金がふえたら、うちも設置するのにみたいなそういう声があったのでしょうか。そういう声があったから、ではこういうふうにしたほうがいいのではないかとということで、今回取り組んでみようということになったのかということ、市民の方の声ですね、そういうのはどういうふうにとめられているのでしょうか。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（藤島 幸治君） 市民に対しまして、都市整備課のほうでアンケート等は実施しておりませんが、環境基本計画あたりでアンケート調査をされた結果におきまして、公共下水道の整備や浄化槽の設置普及に対する声はかなり多かったことから、浄化槽設置促進を図る一つの施策として、合併処理浄化槽整備促進事業を今後も強化する必要があるというふうに考えて、今回実施することに決めました。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） わかりました。

それでは、次に移ります。103ページです。農林水産業費ですけど、大手原漁港機能保全計画作成業務委託料ということで2,200万円ありますが、これは説明では一般財源ということでしてありました。かなり大きなお金がかかるというふうに思いましたが、これは県や国の補助対

象にはならないのかということ、これは大手原漁港ですけど、ほかにもたくさんいろいろありますが、今後もほかの漁港でも作成する計画があるのかどうかというのをお尋ねします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） この委託業務につきましては、大手原漁港施設の長寿命化を図るために機能診断、いわゆるストックマネジメントですけれども、これを実施しまして、維持管理や計画的な補修・改修を含めた機能保全計画を策定するものでございます。

国・県の補助事業につきましては、平成29年度に事業計画を作成しまして水産庁に対して、補助事業採択協議を行いましたけれども、利用漁船が50隻未満で補助採択要件を満たしませんでしたので不採択となったものでございます。しかしながら大手原漁港につきましては、漁業活動を行う漁業者20世帯が利用をしておられます。この利用者の安全を図ることと、そして漁港背後地に約100世帯の集落がございますので、市民の生命と財産を守るために、必要な事業であると判断いたしまして、今回一般財源のみで当初予算に計上したものでございます。

それと今後、ほかの漁港でも作成する計画があるのかということでございますが、現在、市が管理する漁港施設につきましては15施設ございますが、今回のように補助要件を満たしていない漁港がほかに七ツ割漁港、それと白涛漁港の二つの施設がございます。今後この二つの施設につきましても、先ほど述べた通り利用者の安全を図ること、それから集落の市民の生命と財産を守る観点から、機能保全計画の策定を計画をしているところでございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） わかりました。計画ですから、今後、計画して工事になると思うんですけども、工事をするときには国・県補助とかそういう工事費に関してはありますか。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） 国とか県の補助につきましては、今のところはっきりした内容は申し上げることができませんけれども、その要件が採択されれば、補助も当然つくようになると思います。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） わかりました。

それでは、次の106ページですけれども開通記念プレミアム商品券事業実施補助金2,100万円についてですけれども、これは一号橋開通に合わせてということですが、財源とその実施内容、これは前にも同じような事業がされておりますが、当時いろいろ問題もあって反省もされたと思いますけれども、これはちょっと質疑の通告書ではそのようなと書いてますが、これはどのような内容になっているのかということをお尋ねします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） 開通記念プレミアム商品券事業でございますが、これはまだの名前が決まっておりますが、新一号橋でございますがこの一号橋を含む三角大矢野道路の開通が本年5月中旬に予定をされているところでございます。この開通にあわせましてプレミ

アム商品券事業や開通記念物産展事業など、総額2,869万7,000円の予算を計上しているところでございます。財源といたしましては、ふるさと応援基金を1,800万円充当しまして、残りは一般財源としているところでございます。

それと開通記念プレミアム商品券事業につきましては上天草市商工会補助事業というふうにしたいというふうに考えておまして、市民向けのプレミアム商品券1,000万円と宿泊者向けの観光クーポン券1,000万円、それと事務費100万円の総額2,100万円としております。

内訳といたしまして、プレミアム商品券につきましては、プレミアム率を10%といたしまして、500円券11枚つづりの商品券を5,000円で2万冊、各商工会で販売をいたします。使用期間につきましては、6月1日から9月30日の4カ月間を予定をしております。

観光クーポン券につきましては、上天草市内の宿泊施設に泊まれた宿泊客に対しまして1人1,000円の観光クーポン券を提供いたしまして、市内商工会加盟店舗、飲食店とか土産物店でございますが、そちらのほうの店舗で御利用いただくものでございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 観光客向けと市民向けということで、いろいろ考えておられると思います。委託もされるんですけども、前回されたのでいろいろ反省点がありましたよね。最初はなかなか買う人がいなかったの、制限を設けていたのかな。後で1人でたくさん買ったとかそういうこともありましたので、そういうことのないようにこれは、不公平のないように皆さんが買えるようにしなければいけないと思うんですが、ぜひその辺も気を付けてきちっと精査されて、していただければと思います。例えば、商工会に委託する商品券についてなども販売方法がどうなるのかとか、その辺もよく検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） 申しわけありませんでした。最初に反省点というふうにお尋ねですので、プレミアム商品券事業につきましては全部で5回ほど実施をいたしておまして、初めて実施しました平成21年度事業でございますが、20年度でございますが、20年と21年度につきましては1人当たりの購入制限を最初は設けていたんですけども、事業内容の周知不足ということもあまして、売れ残ったため購入制限を撤廃しましたところ、一部の市民に偏った事例もあったということでございます。そのために平成30年度の事業計画におきましては、1人当たりの購入制限を27年度に実施しました事業と同様でございますけども、1人10冊を上限とすることで商工会のほうと調整を進めたいというふうに考えております。

観光クーポン券につきましては、平成28年度熊本地震後の事業実施時におきまして、予約段階でクーポン券を宿泊施設に配布したことから、事業効果が一部の宿泊施設に偏ったのではないかと指摘もいただきました。そういうことで平成30年度事業におきましては、各宿泊施設の宿泊部屋数などを基本としたクーポン券の配分を行うなどの方法を検討しておまして、今後、商工会それから観光協会と調整の上でそういう偏った取り組みにならないように、取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） ぜひこれまでの反省点も踏まえて、不公平のないように実施していただければというふうに思います。

次に111ページですけれども、上天草市松島温泉事業費補助金というのが368万円ということで計上してあります。いろいろ調べてみまして、これまでなかった事業補助金だと思ったものですから、担当課にもお聞きはしたんですけれども、温泉管の改修費への補助というふうに説明を受けました。それにしても今度は補助金の額が少ないように感じましたので、この詳細を教えてください。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） この補助金ですけれども、これは松島温泉事業協同組合が敷設しております温泉管のうち、松島観光ホテル岬亭入り口の源泉から、前島地区方面へ向けた温泉管、これが約1,000メートルございますが、その一部558メートルにつきまして、松島温泉事業協同組合が事業主体となりまして、老朽化に伴う管路更新事業を行うことしております。総事業費といたしまして、約4,000万円が想定をされております。

この事業に対しまして上天草市松島温泉事業費補助金交付要綱に基づく平成30年度分の補助金を当初予算に計上しているものでございます。この補助金につきましては、事業に係る借入金の元利償還金に対する補助でございまして、事業のおおむね100分の80を補助することとなっております。したがって、総事業費4,000万円の場合、利率1.5%、そして償還期間15年と仮定をいたしまして単年度の元利償還金は約460万円となりますので、その8割の368万円を予算計上しているところでございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） これは平成30年度だけではなくて、これから毎年15年であれば、その15年間、毎年368万円ぐらい出てくる補助金として出すということでもいいですか。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） この368万円、今年度の予算計上につきましては、計算上は1番最高額ということで計上しております。利息がだんだんと安くなってまいりますので償還金は、それからどんどん減ってきますので、今年度の計上は1番最高額と。それから総事業費の4,000万円がまだ、確定をしておりませんので、あくまでも1番高く見積もったところで、予算を計上させているということでございます。

○5番（宮下 昌子君） 毎年補助金が――。

○経済振興部長（村川 和敬君） そうです。

○5番（宮下 昌子君） いいです。分かりました。

○議長（園田 一博君） 次に12番、島田光久君。

○12番（島田 光久君） 99ページをお願いします。農林水産事業費の施設管理費、備品購入について備品購入の冷凍内蔵多段ショーケース163万7,000円についてお尋ねしたいと思いま

す。この備品購入は説明資料を見るとさんばーの冷蔵庫の4機分の買い替えの一部だとなっています。この冷蔵庫全部買い替えなのか、それとも新たに追加備品購入かの内訳をお尋ねしたいと思います。それと今、既存の冷蔵庫は何台設置されているか。使われていない冷蔵庫はあるか。そしてまた、さんばーの年間売上収益と現在の余剰金の現在高についてお尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） さんばーの冷凍冷蔵多段ショーケース等の備品でございますが、平成12年の上天草物産館さんばーの建設時に購入された備品でございます。これまで加工品等の展示・販売に活用されてきたものでございます。この備品につきましては、これまで指定管理者において修繕等を繰り返しながら使用してまいりましたが、老朽化が進み、4台分について修理等の部品確保も難しくなってきたことことから、指定管理者との協定書で定めているリスク分担に基づきまして、市が買い替えを行うこととしたものでございます。なお、設置場所につきましては、冷凍冷蔵多段ショーケースが本館の加工品販売コーナー、それからインバーターアイランドショーケースが新館の鮮魚販売コーナーに設置する予定でございます。

それから、既存の冷蔵庫は何台設置されているのか、使われていない冷蔵庫はあるのかということでございますが、現在さんばーに設置してあります冷蔵庫の台数は、平成12年の本館建設時に購入した冷凍冷蔵多段ショーケース等の冷蔵庫7台、平成19年の新館建設時に購入したアイランドショーケース2台の合計で9台がございすけれども、今回更新する4台を含めて、全て使用しているところでございます。

それとさんばーの年間販売収益と現在の余剰金残高ということでございますが、指定管理者でございます、上天草さんばー株式会社の純利益金額と余剰金について、平成28年度決算書によりますと当期純利益金額は221万6,003円繰越利益剰余金は3,616万3,662円となっております。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 冷蔵庫は買い替えということで既存の冷蔵庫もアイランド含めて9台ということで、そこでさんばーが熊本駅新幹線駅構内に出店してると思っています。今改装中で話によると今回撤退するということになっているとのことですけど、あそこの熊本駅構内に出店するときさんばーに冷蔵庫を買い与えていたと思うんです。補助していたと思います。私の記憶じゃ何台かで300何十万円予算計上されていたと私は記憶しております。正確な数がちょっとわからないんですけど、だから撤退するんだったらその持ち帰った冷蔵庫多段式と平と2台か3台だったと思うんですけど、その冷蔵庫というのは今、どのように処分されたのか、まだあるのかですね。それをちょっとお尋ねしたいと思います。

それとリスク分担契約は指定管理時に決められていると。それは承知しているんですけど、さんばー株式会社は、市が7割ぐらい出資していると思います。リスク分担も含めて考えた場

合に今、余剰金が3,000万円ほどあると。あつたらやはりこれくらいの冷蔵庫設備はさんば一の余剰金で私は買っていいんじゃないかと思うのだけど。これについてどう考えますか。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） 熊本駅のほうでのアンテナショップで使用しておりましたショーケースでございますが、その他の備品も含めまして、全てさんば一で購入をしております。この備品につきましては、平成30年4月以降にもちろんさんば一の方がそのまま使用することにしておりまして、さんば一の売り上げ増加を図るための売場のレイアウトの見直しを行う予定でございます。そういうことで既存の備品とあわせて、熊本駅のアンテナショップで使用した備品も有効な活用を図りたいというふうに思います。

それと繰越利益の剰余金があるということで、そちらのほうでということでございますが、あくまでも指定管理者とリスク分担の協定書がありますので、市のほうでやはり買いかえるのは適切だというふうに考えております。ただ剰余金が3,600万円ほどありますけれども、この利益につきましてはさんば一が生ものなどを販売しておりまして、食中毒が発生する場合、被害者への保障、それから営業停止期間中の費用の支出、また雇用の確保とか職員の昇給等、やはりそれだけの資金が必要だということで、市としては今後、さんば一株式会社が適正な運営がなされていくには必要ではないかというふうに考えておりまして、その徴収はそちらのほうからの支出は考えておりません。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 執行部の考えはわかりました。食中毒とか、もろもろ言われたのですが、おそらくさんば一は保険に入ってると思うんです。私も自分で食料品やってるからPL保険に入ってます。それで保険でカバーしてるんです。だから事故に対する保険はその保険の範囲内で解決はできると、おそらく入ってると思います。それとリスク分担ですね。当初、市が7割出資してるから、主動権は私は市にあると思います。どうするかこうするか、できます。だから、余剰金が3,000万円以上たまって、どれくらいまで余剰金をさんば一は置くのか、あるいは収益があつたら市に一部返還するのか、それリスク分担を含めて再度検討する時期が私はきていると思います。なぜかと言うと今前島に交流観光拠点施設をしているでしょう。あそこは相当厳しい指定管理の要綱になっております。さんば一は収益を上げていますから、ぜひその辺は検討していただきたいと思います。中身は、経済建設常任委員会でしっかり議論して結論を得てもらえたらと私は考えております。これで終わります。

○議長（園田 一博君） もうひとつはいいですか。

○12番（島田 光久君） いいです。

○議長（園田 一博君） 通告による質疑は終了しました。ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 以上で、経済建設常任委員会所管の質疑を終わります。

次に文教厚生委員会所管の質疑を行います。

通告がっておりますので発言を許します。

5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） では129ページです。中南小学校簡易型校舎新築工事ということで3,600万円ですけれども、これは音楽教室を新築されるということでお聞きしましたが、なぜ簡易型になったのか、ここは危険な校舎ということで以前に取り壊されてるそうですけれども、その時点で危険な状態で出入りができなかった時期も含めて、校舎が足りないというのはわかってたというふうに思うのですけれども、そのときに計画が立てられなかったのか。統廃合問題もありましたので、その辺も関係するのかなと思いますけれどもそのことについてお聞きします。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（中 文近君） よろしく申し上げます。これにつきましては、学校規模適正化計画におきまして、この地域の統合後の学校の設置箇所が定まっていませんでした。そのために今回整備するものは簡易型としております。今回計画しているこの施設は、学校施設としての使用に鑑みまして、施設強度や耐震、耐力度等の基準を満たすことはもとより、学校施設にふさわしい建物となっております。校舎の規模につきましては、全体床面積を100平方メートル、教室の面積がそのうち64平方メートル、準備室が36平方メートルで軽量鉄骨造りの平屋建てを計画しております。なお、施設の耐用年数はおおよそ20年を想定しております。

以上でございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 耐用年数は20年ということで簡易型でありますけど、かなりもつとということですね。音楽教室ということですのでけれども、防音の問題とかあると思うんです。それと、私は現場を見てないのでちょっとわかりませんが、校舎に行く渡り廊下があるのかなのか、もちろんつけられると思うんですけど、その辺のことをお聞きします。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（中 文近君） 設置の場所なんですけれども、校舎の西側に理科室が別棟でございます。そこのところから屋内運動場、体育館へ昨年通路を建設いたしました。ここの理科室の通路を挟んで南側ですから、当然そこの通路の一部を利用して、そこに行けるような状態で設置するというのを今考えているところです。当然音楽室として建設しますので、防音も兼ね備えた施設を予定しております。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 簡易型であるけれども、20年は耐用年数があるということで今部長がおっしゃられましたが、今後、統廃合の進め方によっても大分なんか変わってくるかと思うんですけど、もし統廃合が進んできた場合は、この中南小学校は使わないんですよね。もしそれが進んで統廃合になりましたというときの予定では、中北小学校――。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（中 文近君） そこにつきましては今現在は、白紙の状態です。以前はこの中南

小学校を校地として教育委員会が提案させていただきましたけど、その後にいろんな意見を交わす中でまずは中学校のほうをしてほしいとか、それから校区の再編です。校区自体の見直しも含めて検討すべきではないかという意見をいただきました。そこで今現在は当時に提案した校地は、今撤回しておりますが、今後、その校地も含めて教育委員会で提案して関係者の方々と協議を進めていくようにしたいと考えております。

○議長（園田 一博君） 通告による質疑は終了しました。ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 以上で文教厚生常任委員会所管の質疑を終わります。本案は、各所管の常任委員会に付託します。

日程第30 議案第36号 平成30年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）

○議長（園田 一博君） 日程第30号、議案第36号、平成30年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第36 議案第37号 平成30年度上天草市診療所特別会計予算

○議長（園田 一博君） 日程第36、議案第37号、平成30年度上天草市診療所特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第37 議案第38号 平成30年度上天草市介護保険特別会計予算

○議長（園田 一博君） 日程第37、議案第38号、平成30年度上天草市介護保険特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第38 議案第39号 平成30年度上天草市斎場特別会計予算

○議長（園田 一博君） 日程第38、議案第39号、平成30年度上天草市斎場特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第39 議案第40号 平成30年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算

○議長（園田 一博君） 日程第39、議案第40号、平成30年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算を議題といたします。

通告があつておりますので発言を許します。

5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 238ページですけれども、瞑想空間定期公演実施業務委託料ということで134万円ほど計上されております。これはあそこの1番上の瞑想空間ですか、そこで定期的にどこかに委託して公演をするということでお聞きしましたが、今考えておられる内容、委託先について教えてください。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） 瞑想空間定期公演の実施業務の委託先ですけれども、熊本市の一般社団法人舞踊団花童というところでございまして、公演内容は創作舞踊でございまして、公演回数につきましては、年間12日の合計24講演を予定をしております。公演時期については今後調整を行いたいと思います。花童につきましては、小中学生を中心とした舞踊団でございまして、天草四郎と天草・島原の戦いをメインテーマとしました藍の海という創作舞踊も公演をしております。そういうことで市の観光PRにも貢献をしているというところでございまして、また、熊本市の城彩苑のわくわく座での定期公演や国内外で年間150回以上の公演を行っておりまして、非常に高い評価を得ているところです。昨年12月に天草四郎メモリアルホールの瞑想空間で公演しておりまして、その際は、幻想的な雰囲気の中での舞踊に観覧した観光客から好評を得たところでございます。

集客数につきましては、瞑想空間の収容人員100人の8割に当たる80人を目標といたしまして、24回の公演で、市内の旅館等の宿泊客も含めまして2,000人の集客を目指したいと思います。またこの公演を行うことによりまして天草四郎ミュージアムの認知度を高め、リピーターの獲得につなげてまいりたいと思います。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） これは、これを見るためには入館料のみでいいのか、それともそれにプラスアルファ幾らか入場料といたしますか、そういうのとられるのかどうかはどうなってます

か。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） 現在今、大人が600円の入館料だけで、この公演を観覧することができます。

○議長（園田 一博君） 以上で通告による質疑は終了しました。ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は経済建設常任委員会に付託いたします。

日程第40 議案第41号 平成30年度上天草市物揚場造成特別造成事業特別会計予算

○議長（園田 一博君） 日程第40、議案第41号、平成30年度上天草市物揚場造成特別造成事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は経済建設常任委員会に付託いたします。

日程第41 議案第42号 平成30年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（園田 一博君） 日程第41、議案第42号、平成30年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第42 議案第43号 平成30年度上天草市電気事業特別会計予算

○議長（園田 一博君） 日程第42、議案第43号、平成30年度上天草市電気事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第43 議案第44号 平成30年度上天草市水道事業会計予算

○議長（園田 一博君） 日程第43、議案第44号、平成30年度上天草市水道事業会計予算

を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第44 議案第45号 平成30年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算

○議長（園田 一博君） 日程第44、議案第45号、平成30年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算を議題といたします。

通告がっておりますので、発言を許します。

10番、田中万里君。

○10番（田中 万里君） 48ページのその他特別の損失についてお尋ねいたします。旧大道小学校の一般会計への無償移管にかかわる譲渡損ということで5,632万7,000円、今回計上損失で上がっておりますが、私が知る限りでは病院のほうにもお尋ねしましたが、もともと大道小学校は無償で借りていたにもかかわらず、今回特別損失で計上しているその理由というのが、それならば、もともとそこを借りたときには財産の収入等では、どういう項目で収入に入ってきたのか。その部分もあわせて答弁していただければ、そして2点目が会計処理上そういう処理をして問題はないのかお尋ねいたします。

○議長（園田 一博君） 病院事務長。

○病院事務長（尾崎 忠男君） お疲れさまです。よろしく申し上げます。

旧大道小学校につきましては、看護学校の建てかえに伴い、仮校舎として使用するため、平成26年4月1日付けで当院に所管がえを行い、地方公営企業会計の経理の処理に基づきまして、貸借対照表上の資産に計上したところでございます。平成29年1月に新しい看護学校が完成し、旧大道小学校は、現在使用していないため、平成30年度に一般会計に所管がえを行うこととされているところでございます。そのため、地方公営企業会計に基づきまして、資産の価格を譲渡損として費用化する必要があり、その価格が多額であることから、特別損失に計上したところでございます。会計処理上につきましては、地方公営企業会計制度に基づきまして、会計制度の結果であり、問題はないところであります。

以上です。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） 会計上問題ないということなので安心したんですけど、もともと無償でもらっているじゃないですか。無償でもらって、その際は病院の会計処理上は、金額は定めてなかったんですか。大道小学校を無償で借りたときにですね。要するに借り方と貸方があるって、片方のほうは逆に言うなら無償なので収入等には入っていないんでしょう。要するに例えばですよ、受けたときに財産として5,632万7,000円というのを会計処理上、計上しているのか。

してないんでしょう。そして今度はこれを損失で出すじゃないですか。簿記の貸借対照表からいったら、双方がもともと入ってきた収入というのがつかなくてはならないんじゃないかと財産として金額で計上されておかないといけなかったんじゃないかと思うんです。その辺を私ちょっと疑問に思ったので、会計処理上問題がないのかとお尋ねしたんです。その辺は大丈夫なんでしょうか。

○議長（園田 一博君） 病院事務長。

○病院事務長（尾崎 忠男君） それは一般会計から受けた場合、私たちは借り方としまして試算として計上しますけども、一般会計は会計上私たちは資産としますけども、無償ということでありまして、その分に関して金額の今度また私たちも5,632万7,000円というのを計上しておりますけども、それは現金としては動くものではありません。企業会計法上、そういうふうになっているところでございます。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） それならば、全体的に見るじゃないですか、全体的に見て無償で借りましたと、不動産をですね。そのときには無償で借りて、病院内の資産としては入ってないんでしょう。片方が入ってなくて、今度損失だけをこの仮に現金は動きませんと。現金は動かなくても数字的な資産というのは、病院全体としては下がるじゃないですか。何か言ってる意味わかりますか。病院の全体的には、今、病院事務長は現金は動かないですけどと言われたんですけど、現金じゃなくてこの数字上の会計処理上のこの数字というのは、5,632万7,000円というのは動いている形になるんじゃないですか。その辺が、片方には入ってきてない、でも出すときには出すということになって、今度ちょっとこれは病院のほうの処理上の問題じゃないんですけど、例えばこの大道小学校をこれから一般資産に変えるのでしょうか。言うなれば、今後は病院じゃなくて、監理課が管理をするということになるんですか、学校自体を。その2点についてお尋ねします。

○議長（園田 一博君） 病院事務長。

○病院事務長（尾崎 忠男君） 譲渡損の内訳ということで、監理課に依頼しまして、土地に関しましては不動産鑑定評価額という事、建物に関しましても不動産鑑定評価額と改修にかかる増加額ということで、出した金額が5,632万6,299円でございます。これにつきましては、ちょっと精査しまして答弁させていただきたいと思っております。よろしいですか。

○市長（堀江 隆臣君） ちょっといいですか。

○議長（園田 一博君） 市長。

○市長（堀江 隆臣君） すいません。当時、大道小学校を仮校舎として使うときに病院はたしか投資をされて改修費にかなり費用が計上してあった記憶があります。多分今の病院事務長は当時のことを多分御存じないと思っておりますので、その部分については恐らくそちらのほうの財源のやりくりがこの評価に多分なっているんじゃないかと思っておりますが、そちらについては一度、精査をさせていただいて報告させていただければというふうに思います。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） わかりました。もう3回しているのでも一般質問でもしているのでも、これについてはしてないんですけど、今市長が言われたように片方だけがこの5,000何百万円という大きな数字ですので、これが病院の損失になっているっていうことはいかかなものかなとちょっと疑問に思った点がありますので、よろしくお願いします。

49ページにいきます。委託料給食業務2,074万4,000円についてです。看護学校が去年からですね。その寮の給食業務を民間に委託してあるということで、まず聞きたいのが、委託先はどこか。これ私は窓口で聞いてますので知っておりますけど、ちょっと知らない方もおられるんじゃないかと思ってちょっとお尋ねします。2番目が委託契約年数です。それと3番目がプロポーザル方式で委託先が選定されていると思いますが、その選定基準及び選定審査員の構成をお尋ねいたします。これ通告書に書いていませんけど、ちょっと1点だけプロポーザル方式でやっているのであれば、その場合の公募をしている期間というのはどのくらいの期間をしたのかという点をわかれば、お答え願います。

○議長（園田 一博君） 病院事務長。

○病院事務長（尾崎 忠男君） 委託先につきましては、株式会社三勢でございます。委託契約年数は3年です。平成29年度から平成31年度です。委託先選定基準につきましては、上天草看護専門学校学生寮給食業務委託公募型プロポーザル実施要領の審査基準に規定する給食業務運営の基本的考え方、献立作成等の基準、考え方、衛生管理体制等に基づき審査を行い、また、企画提案書及びヒアリングを実施し、総合的に判断し選定を行ったところでございます。

選定審査委員の構成につきましては、上天草総合病院運営審議会委員2名、看護学校長、副学校長、教務主任及び病院事業副管理者、事務次長、管理栄養士の8名で構成したところでございます。

プロポーザルの期間でございますけども、平成28年7月15日から平成28年7月29日までの期間でございます。応募数は2社でございます。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） 委託先は三勢、委託契約年数は3年、プロポーザル方式で、選定審査委員は、今述べられたように病院関係者と運営審議会のほうから2名ということですか。期間が平成28年の7月15日から平成29年の7月29日ですか。平成28年の7月29日ですか。

○病院事務長（尾崎 忠男君） 28年度7月です。

○10番（田中 万里君） ということは、約14日――。

○病院事務長（尾崎 忠男君） 公募開始は28年の7月1日です。すいません。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） この辺も一般質問でも出しているのでも。約1カ月間の公募をした結果が、こういう結果になったということでございますね。わかりました。約1カ月間、公募で募集をしたということですね。

次に行きたいと思います。54ページの賃借料667万3,000円についてです。これも同じく1番目の支払い先ですね。これはリースなので支払い先と選定基準、選定メンバー等をお願いします。

○議長（園田 一博君） 病院事務長。

○病院事務長（尾崎 忠男君） 介護老人保健施設費用の賃借料は、車両リース料3台144万1,000円肥銀リース、マットレスレンタル料83万3,000円株式会社カクイックス、寝具リース料161万4,000円天草更生園、介護保険システムリース料ほか278万5,000円キューコーリース、ダスキン天草を予定しているところでございます。

選定基準につきましては、院内の機材選定委員会に諮り、選定しているところでございます。最終的には部長、事業管理者の決裁を仰いでるところでございます。選定のメンバーにつきましては、医師2名、看護部長、看護師長、検査科長、コメディカル部長、リハビリテーション係長、事務次長、総務係長の9名により構成しているところでございます。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） 今この数字を言われましたけど、いろいろなリース等はこれは毎年のことだと思います。その他随意契約でできる部分とあるいはこれ、毎年なので言うなれば合見積もりとかいろいろさまざまなやり方があるかと思うんですよ。第2弾で質問するのを通告書には書いてないので、多分、聞いても答えるのに大変かと思うんですけど、今の業者さんとのくらい契約を結んでいるのか。例えば、今の業者とはもう2年目ですとか、もう5年間ずっとそこにお世話になっているとか、さまざまあると思うんですよ。その部分というのは、今わかる範囲でいいので現在どうなっているのかをお尋ねいたします。

○議長（園田 一博君） 病院事務長。

○病院事務長（尾崎 忠男君） 車両のリース料等につきましては、これは単年度ということではないので継続的なものだと思っております。あと寝具リース料の161万4,000円、天草更生園でございますけども、ここは天草市内にあります授産施設でございますけども、ここを何年というところはちょっと把握してませんけども、ちょっと継続的にはやっております。議員おっしゃったとおり、3社見積もりを実施して行っているところです。後につきましては、ちょっと今のところお答えができないところです。すいません。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） 寝具とか病院のリース等は、さまざまな業者の人がおられて、また営業等にもこられるんじゃないかと思えます。より安く、使いやすい、そして長もちするようなやつリースだから1年ですけど。いいのをやはり選ぶようにしたほうがいいんじゃないかと思ってこういう質問になりました。

それとこの病院の会計処理というか、予算書の中でこの説明の部分で今回は車のリースとなっております。ただこの看護専門学校のほうでは車等がこの賃借料がレンタカーとなっている部分もございまして、その辺のこのレンタカー等リースのレンタカーというのは、レンタルです

ね。ここにレンタカーと書いてあるんですが、レンタカーというのは言うなれば、単発がレンタカーリースというのは長期で片方のほうはレンタカーとなっているので、その違いというのは今わかりますか。

○議長（園田 一博君） 病院事務長。

○病院事務長（尾崎 忠男君） 先ほどおっしゃったとおり、レンタカーは短期でありまして、リースは長期と私も理解しているところでございます。看護専門学校がなぜレンタカーと言いますと実習がございます。天草病院とか産婦人科とか小児科の病院に行きまして、1週間スパンで実習を受けております。そのために先ほど委員おっしゃったとおり、単発的なレンタカーということになっていると理解しているところでございます。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） 今説明があったように単発的に看護専門学校で使うからということですけど、レンタカー代ほかとかなっている部分で400万円もの賃借料が発生しておりますので、やはり我々がこの予算書を見たとき、ある程度大きい項目というのに、この部分に幾らだったかとほかの部分は書いてある部分があるので、そういう示し方をしたほうがいいんじゃないかと思います。あとは一般質問で言いますので、よろしくお願いします。

以上です。

もうひとつありました。61ページの施設整備費、非常用自家発電整備改修工事は7,302万7,000円と高額な金額です。入札はどのような手順で実施しているのかについて、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 病院事務長。

○病院事務長（尾崎 忠男君） 随意契約以外の工事等の入札におきましては、市役所監理課に依頼し、入札を実施しているところでございます。なお、市監理課職員には病院との併任辞令を発令しているところがございます。また、都市整備課職員にも測量設計工事設計監理委託業務などを合わせて依頼しているところがございます。

今回の非常用自家発電設備改修工事につきましては、本年度、監理課で市の一般競争入札資格審査会を開催して実施することと考えているところがございます。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） 簡単に言えば市の監理課のほうで手続をするということですね。金額が大きいので私も病院は大変じゃないかと思ひまして、質問いたしました。

続いて61ページの先ほど聞きましたけど、多分入札方法等は、先ほど言われた手順でされるのではないかと思います。なので、この部分については質問しておりましたが結構です。

以上で終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で通告による質疑は終了しました。ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第45 議案第46号 平成30年度上天草市下水道事業会計予算

○議長（園田 一博君） 日程第45号、議案第46号、平成30年度上天草市下水道事業会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は経済建設常任委員会に付託いたします。

日程第46 議案第47号 指定管理者の指定について

○議長（園田 一博君） 日程第46号、議案第47号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

○10番（田中 万里君） 一点お尋ねしていいですか。通告していないのですけど。

○議長（園田 一博君） だめです。

質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第47 議案第48号 市道路線の廃止及び認定について

○議長（園田 一博君） 日程第47号、議案第48号、市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は経済建設常任委員会に付託いたします。

日程第48 議案第49号 工事請負契約の変更について

○議長（園田 一博君） 日程第48号、議案第49号、工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第49 同意第1号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求める
ことについて

○議長（園田 一博君） 日程第49、同意第1号、上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号を採決いたします。

同意第1号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第1号は、これに同意することに決定いたしました。

日程第50 同意第2号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命よりにつき同意を求める
ことについて

○議長（園田 一博君） 日程第50、同意第2号、上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命よりにつき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、これから討論を行います。

討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

これから同意第2号を採決いたします。

同意第2号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第2号は、これに同意することに決定しました。

日程第51 同意第3号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（園田 一博君） 日程第51、同意第3号、上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

これから同意第3号を採決いたします。

同意第3号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第3号は、これに同意することに決定しました。

日程第52 同意第4号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（園田 一博君） 日程第52、同意第4号、上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

これから同意第4号を採決いたします。

同意第4号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第4号は、これに同意することに決定しました。

日程第53 同意第5号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求める

ことについて

○議長（園田 一博君） 日程第53、同意第5号、上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

これから同意第5号を採決いたします。

同意第5号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第5号は、これに同意することに決定しました。

日程第54 請願・陳情等の取り扱いについて

○議長（園田 一博君） 日程第54、請願・陳情等の取り扱いについてを議題といたします。

本定例会において受理した陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、経済建設常任委員会に付託しましたので御報告いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。明日、7日から9日までは常任委員会を開催し、次の本会議は、14日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時26分